




# 第三次 下野市 男女共同参画プラン

(女性活躍推進計画・配偶者等からの暴力対策基本計画)

令和3年度～令和7年度

令和3年3月  
下野市



## はじめに

下野市では、平成20年3月以降、男女共同参画基本法に基づき策定した「下野市男女共同参画プラン」によって男女共同参画の推進に向けて取組を進めてまいりました。

また、平成25年3月には「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、DV（ドメスティック・バイオレンス）のない社会の実現に向けて、被害者の保護・支援と意識啓発について継続的に取り組んでおります。



現在の日本では、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、これまで以上に、個人が持つ能力や意思が尊重されることや、個人が希望する生き方を選択できる社会の形成が求められています。

しかしながら、家庭、職場、地域等のあらゆる場面において、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、課題はいまだ山積しているのが現状です。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も懸念されております。外出自粛や休業などが行われている中で、生活不安・ストレスによる、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化、また、非正規雇用労働者、サービス業等に従事する女性の雇用や所得に影響が強く現れており、社会の様々な課題が浮き彫りとなっております。

国際的にも、ジェンダー平等の達成は、国連サミットが採択したSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのうちの一つとして取り上げられています。

令和3年度から新たにスタートする「第三次下野市男女共同参画プラン」では、これまでの成果と課題を踏まえ、関連の深い「下野市男女共同参画プラン」及び「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を統合し、各種施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」に規定される7つの基本理念に基づき、「女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり」「だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり」「あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり」「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」の4つの基本目標を掲げ、市民、事業者、市民団体等の皆様と連携・協働し、施策を推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました下野市男女共同参画推進委員会の皆様を始め、アンケート調査等を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様並びに事業者の皆様および関係機関の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

下野市長 広瀬 寿雄



## 目次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 プラン策定の趣旨 .....	1
2 プランの性格と役割 .....	2
3 プランの期間 .....	3
4 プランの策定体制 .....	3
5 男女共同参画を取り巻く動き .....	4
<b>第2章 下野市の男女共同参画の状況</b> .....	<b>9</b>
1 統計資料等からみる本市の状況 .....	9
2 市民アンケート調査結果からみる本市の状況 .....	18
3 事業所アンケート調査結果からみる本市の状況 .....	29
4 事業所ヒアリング調査結果からみる本市の状況 .....	35
5 第二次プランの推進状況 .....	37
6 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題 .....	44
<b>第3章 プランの基本的な考え方と方向性</b> .....	<b>47</b>
1 基本理念と将来像 .....	47
2 基本目標 .....	48
3 施策の体系 .....	49
<b>第4章 施策の内容</b> .....	<b>50</b>
基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】 .....	50
基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり .....	55
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】 .....	64
基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり .....	70
<b>第5章 プランの推進</b> .....	<b>77</b>
1 推進体制の強化 .....	77
2 プランの進行管理 .....	78
資料編 .....	79

◆用語解説一覧◆

①男女共同参画社会	1
②女性活躍推進法	1
③女子差別撤廃条約	4
④エンパワーメント	4
⑤ジェンダー	4
⑥ドメスティック・バイオレンス（DV）	6
⑦ワーク・ライフ・バランス	7
⑧ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	7
⑨セクシュアルハラスメント	7
⑩育児・介護休業法	8
⑪男女雇用機会均等法	8
⑫労働力率	14
⑬リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	26
⑭指定特定相談事業所	41
⑮性同一性障がい者等	41
⑯性的少数者（セクシュアルマイノリティ）	45
⑰パワーハラスメント	46
⑱家族経営協定	52
⑲ファミリー・サポート・センター	56
⑳S O G I（ソジまたはソギ）	61
㉑デートDV	65
㉒JKビジネス	65
㉓マタニティハラスメント	65
㉔メディア・リテラシー	71

◆市の取組解説一覧◆

ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度	51
下野市のDVに関する相談窓口	66
男女共同参画情報紙 シェアリング～わかちあい～	72
男女共同参画パネル展	72
思春期講座の実施	74

※ページ番号は、解説が掲載されているページを示しています。

## 第1章

# プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

本市は、平成28年に施行した「下野市だれもが輝く男女共同参画社会<sup>1</sup>づくり条例」の基本理念に基づき、同年に策定した「第二次下野市男女共同参画プラン（以下、「第二次プラン」という。）」に掲げた将来像「お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現をめざす下野市」の実現に向けて、各種施策を実施してきました。

第二次プラン策定から5年が経過し、その間、「女性活躍推進法<sup>2</sup>」の改正、職場における各種ハラスメント対策の法制化、多様な働き方を選択できる社会を実現することをめざした働き方改革関連法の成立等、社会の変化とともに男女共同参画を取り巻く環境は変化してきています。

令和2年度をもって第二次プランの計画期間が終了するため、上記のような国の男女共同参画を取り巻く新たな動きや課題に対応することを目的として、第二次プランの進捗状況や課題を踏まえ「第三次下野市男女共同参画プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定します。

また、本市では配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を推進していくため、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。計画期間終了に伴い、次期計画を男女共同参画プランと一体的に策定することで、男女共同参画の実現の妨げとなる配偶者等からの暴力の根絶のための施策を総合的に推進していくこととします。

なお、本プランの策定にあたっては、国の男女共同参画基本計画（第5次）の基本的な視点等を踏まえ、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性を見直しを行い、これまでの取組を評価・検証し、施策内容等を具体的に検討しました。

### 用語解説

#### 1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

#### 2 女性活躍推進法

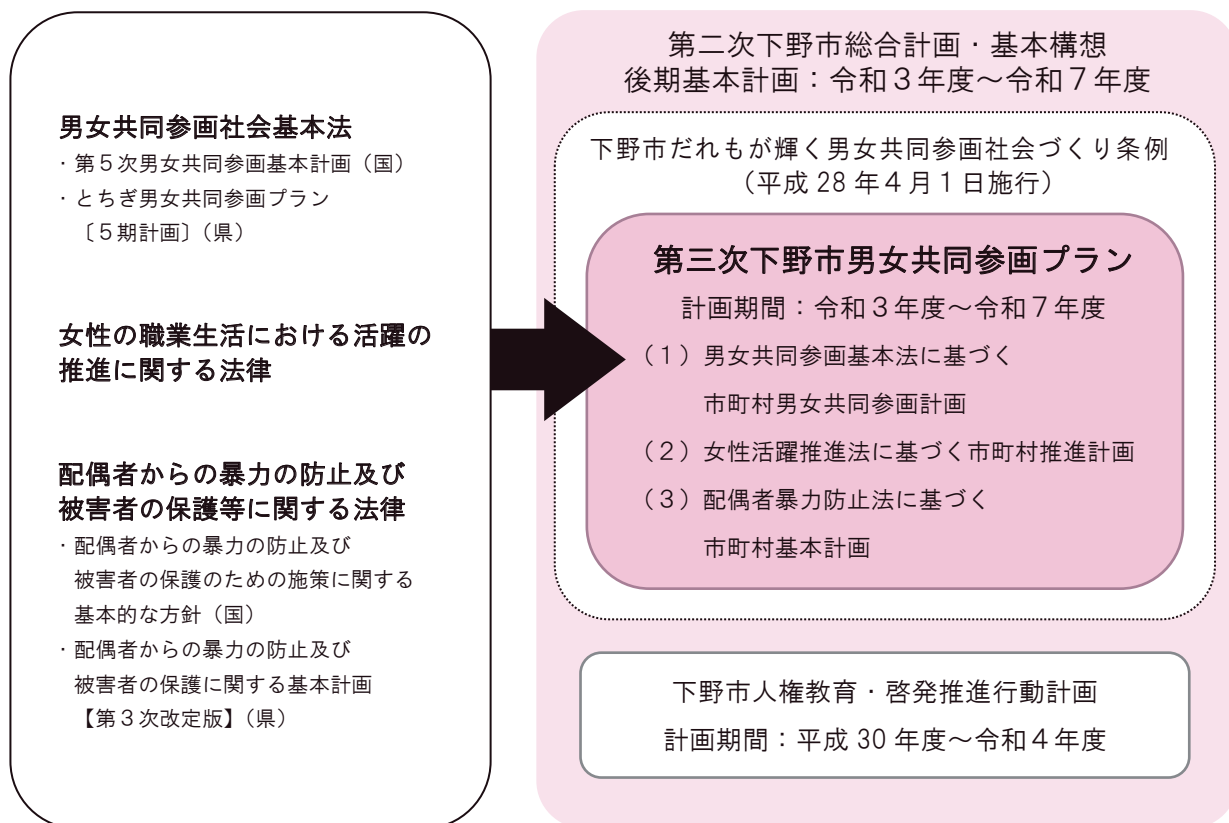
正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27（2015）年8月に成立した。令和元（2019）年の改正では、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」等が新たに盛り込まれた。

## 2 プランの性格と役割

本プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としての性格を有するものとする。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としての性格を有するものとする。
- (4) 「下野市総合計画」との整合を図ったプランとする。
- (5) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (6) 「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいたプランとする。
- (7) 市民アンケート調査、市内の事業所を対象とした調査を実施することにより、男女共同参画に係る市の現状や市民の意見を把握し、調査結果により抽出された課題を施策に反映させるものとする。

### ■プランの位置づけ



### 3 プランの期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本プランの進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

#### ■プランの期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
下野市男女共同参画プラン	第二次プラン（5か年）					第三次プラン（5か年）				
				評価、改定					評価、改定	
下野市配偶者等からの暴力対策基本計画			（3か年）以降、第三次プランに位置づける							
下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	条例施行	→								

### 4 プランの策定体制

本プランは、次のような体制により策定しました。

#### (1) 市民参加

##### ①男女共同参画推進委員会

プラン策定過程における市民参画を積極的に促進するため、公募による市民や学識経験を有する者からなる「男女共同参画推進委員会」を設置しています。

プランの進行管理をはじめ、施策内容やプランの見直しなどに関する検討を行いました。

##### ②市民・事業者等

各種アンケート調査を行うとともに、広報やインターネットを活用したパブリックコメントを実施し、広範な市民の意見をプランに反映しています。

#### (2) 男女共同参画推進本部

##### ①推進本部

男女共同参画社会を実現するための基本的な計画を策定し、施策の総合的な推進を図ります。

##### ②幹事会

男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整を図ります。



## 5 男女共同参画を取り巻く動き

### (1) 男女共同参画に関わる社会の動き

#### ① 国際的な動き

国連は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」の 3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54（1979）年には「女子差別撤廃条約<sup>3</sup>」を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても固定的な性別役割分担意識を解消することを打ち出しました。

平成 5（1993）年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 7（1995）年、北京での「第 4 回世界女性会議」では、「女性のエンパワーメント<sup>4</sup>」の重要性が明らかにされました。

平成 12（2000）年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、女性に対する暴力に関する多くの取組が提案されました。

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。目標 5 として「ジェンダー<sup>5</sup>平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが位置づけられました。

### 用語解説

#### 3 女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が正式名称で、昭和 54（1979）年に国連で採択された。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55（1980）年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60（1985）年に批准した。

#### 4 エンパワーメント

もともとは英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力をいう。また、「女性のエンパワーメント」という言葉は、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味する。

#### 5 ジェンダー

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に形成された性差のことで、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは区別する。「社会的・文化的に形成された性差」は、それ自体に良い・悪いという価値を含むものではない。

## ②国の動き

わが国においても、国際的な動きに対応すべく、男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11（1999）年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 13（2001）年以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を始め、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

令和 2（2020）年 12 月 25 日には、国の「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、社会情勢の現状・予測される環境変化及び課題を踏まえ、令和 12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和 7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

## ③栃木県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに対応すべく、栃木県では昭和 54（1979）年 4 月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成 8（1996）年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組む体制を整えました。

また、同年 4 月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ（現在のとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13（2001）年には、「男女共同参画社会基本法」を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成 14（2002）年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 28（2016）年には「とちぎ女性活躍推進プロジェクト」が開始され、「とちぎ女性活躍応援団」の設立や「栃木県庁イクボス宣言」が実施されました。

また、平成 29（2017）年に、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までを計画期間とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画【第 3 次改定版】」が策定されました。

令和 3（2021）年 2 月には、令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度を計画期間とする「とちぎ男女共同参画プラン〔5 期計画〕」が策定されました。

#### ④下野市の取組

本市では、平成 20（2008）年 3 月に「シェアリング（わかちあい）しもつけ 一下野市男女共同参画プラン」を策定し、講演会の開催やパンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行いました。平成 28（2016）年 3 月にはその進捗状況を踏まえ、「第二次下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 28（2016）年 4 月、本市における男女共同参画を推進するうえで基本となる「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにし、基本施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的としています。さらに、平成 28（2016）年 12 月にお互いの人権を尊重し、共に支え合いながら、本市のだれもがいきいきと輝く未来をめざし「男女共同参画都市」を宣言しました。

また、平成 30（2018）年 3 月に「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>6</sup>の防止と被害者支援に向けた取組を進めてきました。

#### ■本市の男女共同参画都市宣言ロゴマーク



#### 用語解説

##### <sup>6</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のこと。広義には女性や子ども、高齢者や障がいのある人など家庭内の弱者への暴力を指す。殴る・蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力（人格を否定するような暴言等）、性的暴力（嫌がっているのに性行為を強要する等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）などの形態がある。

本プランの「配偶者等」には、男性・女性の別を問わず、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」に加え、生活の本拠を共にする交際相手、恋人など親密な関係にある（又はあった）異性間・同性間パートナーを含める。離婚後（事実上離婚したと同様の状態を含む）又は生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後、引き続き暴力を受けている場合も、DVに該当する。

## (2) 第二次プラン策定以降の動き

### 【すべての女性が輝く社会づくり】

平成 28（2016）年に女性の活躍推進の前提となるワーク・ライフ・バランス<sup>7</sup>の実現等に向け、公共調達及び補助金の分野において事業者のポジティブ・アクション<sup>8</sup>等を推進することを目的として「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が策定されました。

政治分野においては、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

令和元（2019）年には「女性活躍推進法」が一部改正され、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」等が新たに盛り込まれました。

また、令和 2（2020）年 1 月には「セクシュアルハラスメント<sup>9</sup>に関するハラスメント防止のための指針」の改正が告示され、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されたほか、相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止される等の防止対策も強化されることとなりました。

### 【防災・復興分野の取組】

地方公共団体が防災・復興の各段階において取り組む際の基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が平成 25（2013）年に作成されていましたが、指針作成後に発生した様々な災害における取組や知見等を踏まえ、令和 2（2020）年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会」により、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されました。

## 用語解説

### 7 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることを示す。

### 8 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている集団（女性や人種的な少数弱者など）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯等から、能力発揮や参画の機会等の待遇において男女間で格差が生じている場合に、それを改善するために個々の事業者が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

### 9 セクシュアルハラスメント

性的嫌がらせ。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示など、相手の意に反して行われる性的な言動のこと。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていたりすることが多く、特に就労の場で問題となっている。

### 【男女ともに仕事と家庭が両立できる社会の実現】

「育児・介護休業法<sup>10</sup>」は、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に男女ともに離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため、改正が重ねられてきました。

平成 28（2016）年の改正では、「男女雇用機会均等法<sup>11</sup>」の改正と合わせ、介護離職を防止するための制度の整備、多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備、妊娠・出産・育児・介護をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備が盛り込まれました。事業主は、妊娠・出産や育児・介護休業等の取得によるハラスメントについて、防止措置を講ずることとされています。

平成 29（2017）年の改正では、育児休業期間を最長 2 歳まで延長できることとし、育児休業給付の支給期間を延長するとともに、事業主に対し、労働者またはその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するように努めることが規定されました。

さらに、令和元（2019）年の改正により、令和 3（2021）年 1 月 1 日から、育児や介護を行う労働者は子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護】

令和元（2019）年には配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 2（2020）年 4 月 1 日に施行されました。この改正によって、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が、また保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国・自治体により不要不急の外出自粛が要請される等の状況の中で、DV や虐待の増加と深刻化が懸念されます。引き続き、被害者の相談対応から保護に至るまでの適切な支援の継続が求められています。

## 用語解説

### 10 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成 7（1995）年 6 月に「育児休業等に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の改正法として公布された。育児休業と介護休業の制度の設置と、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。

### 11 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 60（1985）年 6 月に「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律第 113 号）の改正法として公布された。女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

## 第2章

# 下野市の男女共同参画の状況

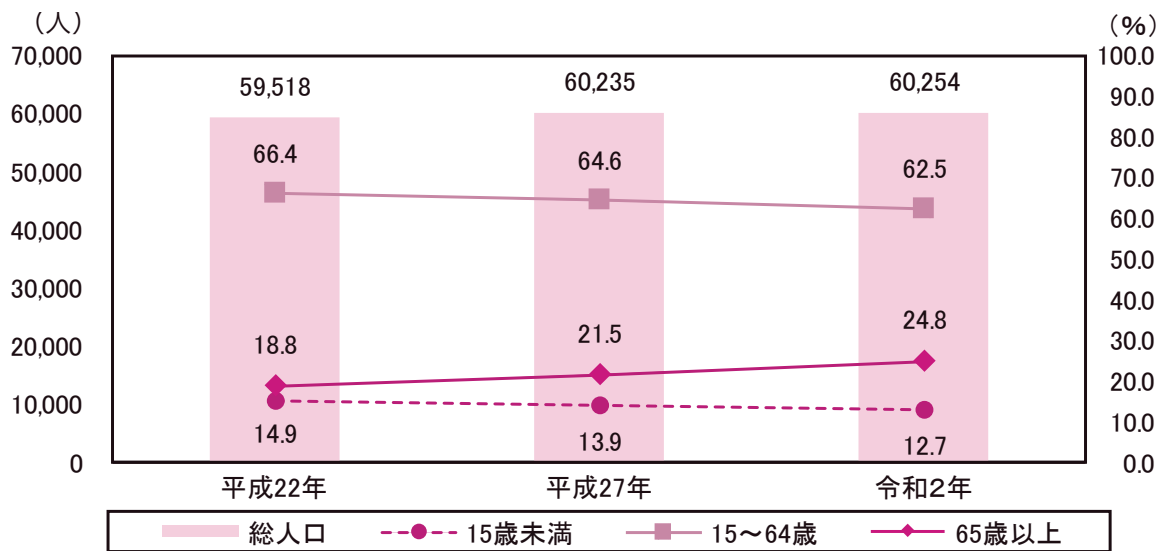
## 1 統計資料等からみる本市の状況

### (1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、15歳未満人口割合・15～64歳人口割合は減少、65歳以上人口割合は増加し、高齢化が進んでいることがうかがえます。

#### ■総人口、年齢3区分別人口構成比の推移

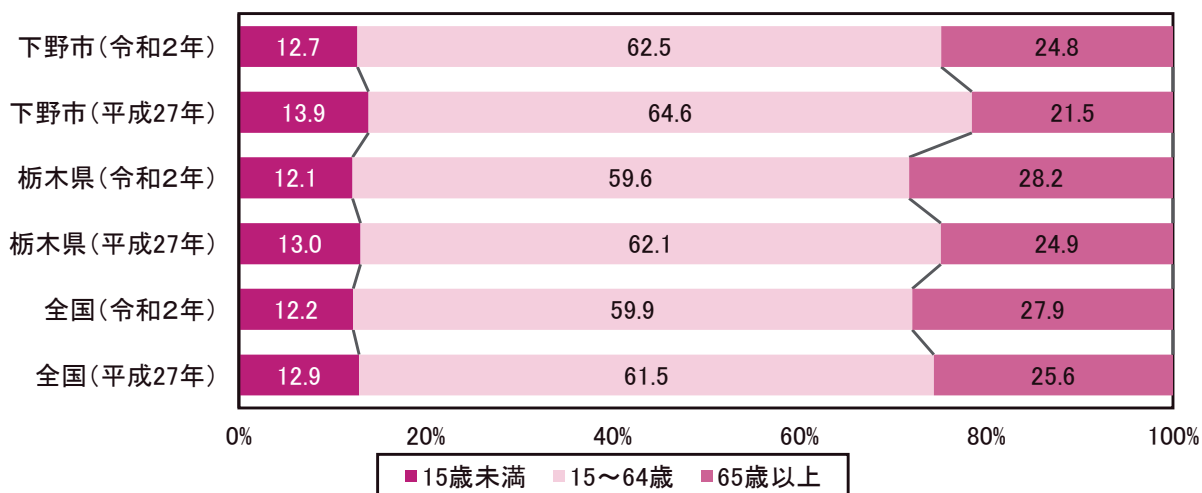


資料：住民基本台帳（1月1日時点）

本市は、全国や栃木県と比較して15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口がわずかに高く、65歳以上の高齢者人口割合がやや低くなっています。本市は全国、栃木県とほぼ同様の水準で年少人口・生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しています。

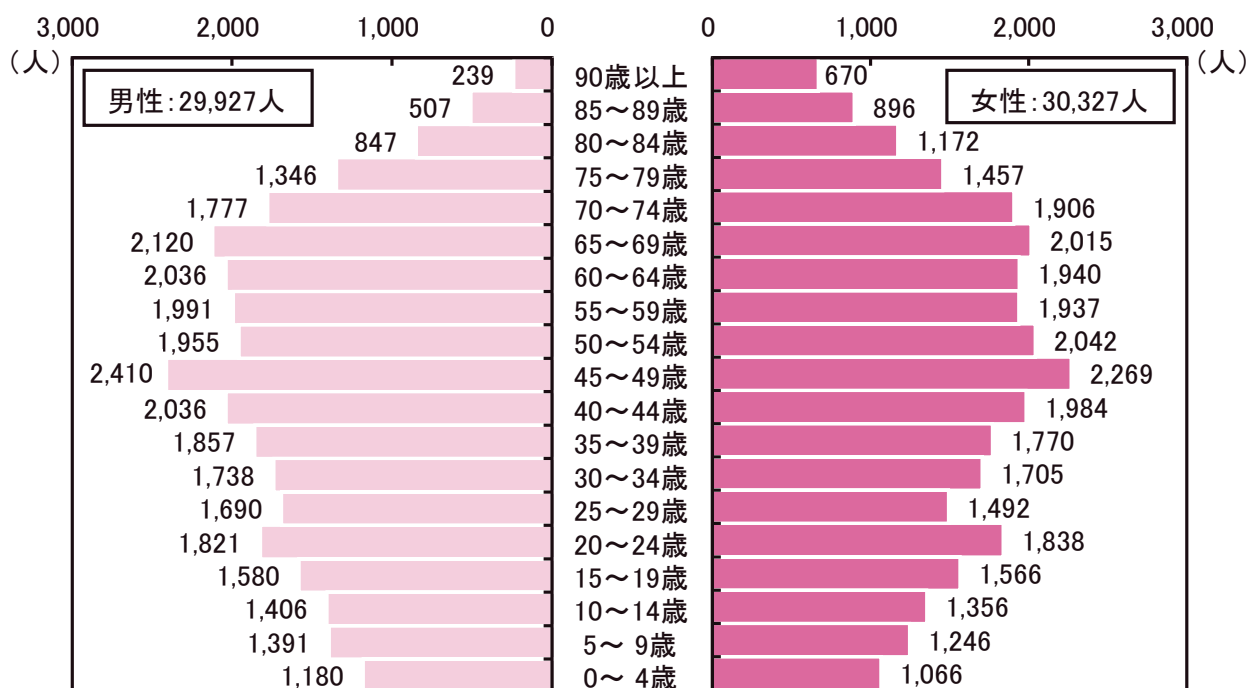
5歳階級別人口ピラミッドをみると、男女ともに45～49歳の人口が最も多くなっています。男女の人口を比較すると、女性の人口を100としたときの男性比率は98.7と、若干女性の方が多くなっている一方で、0歳から69歳までの各階級では、おおよそ男性の方が多くなっています。

■年齢3区分別人口割合（全国・栃木県比較）



資料：住民基本台帳（1月1日時点）

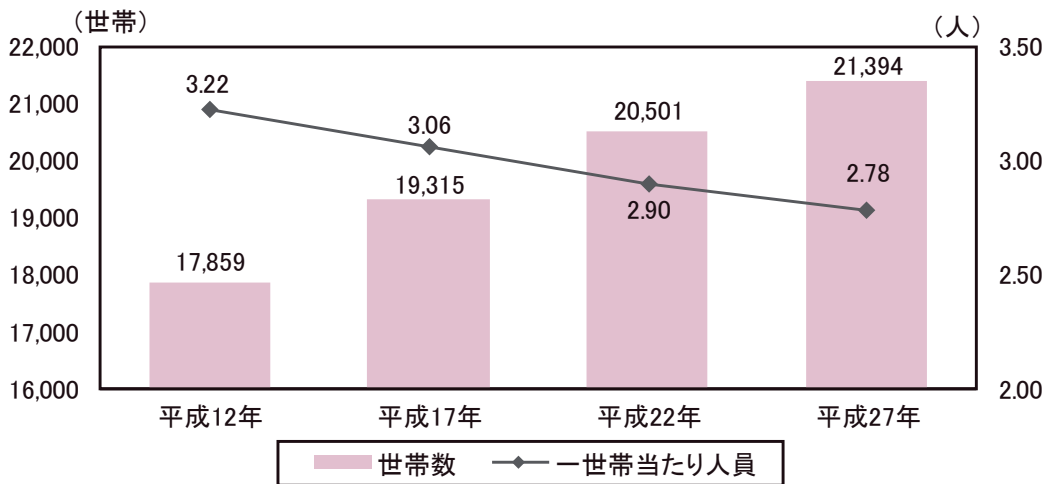
■5歳階級別人口ピラミッド（男女別）



資料：住民基本台帳（令和2年1月1日時点）

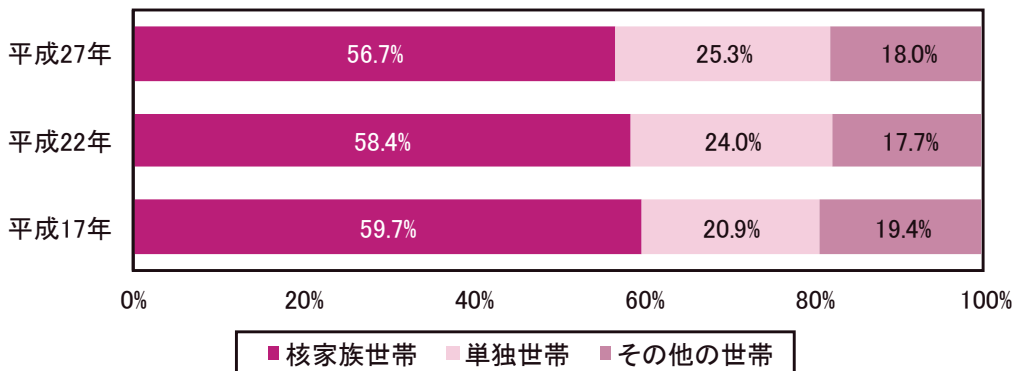
本市の世帯数は増加傾向、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。世帯類型の構成比は平成22年と比較してほぼ変化はありませんが、単独世帯とその他の世帯の割合がわずかに増加しています。全国や栃木県の世帯構成比と比較すると、本市は単独世帯の割合が低く、その他の世帯の割合が高くなっています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移



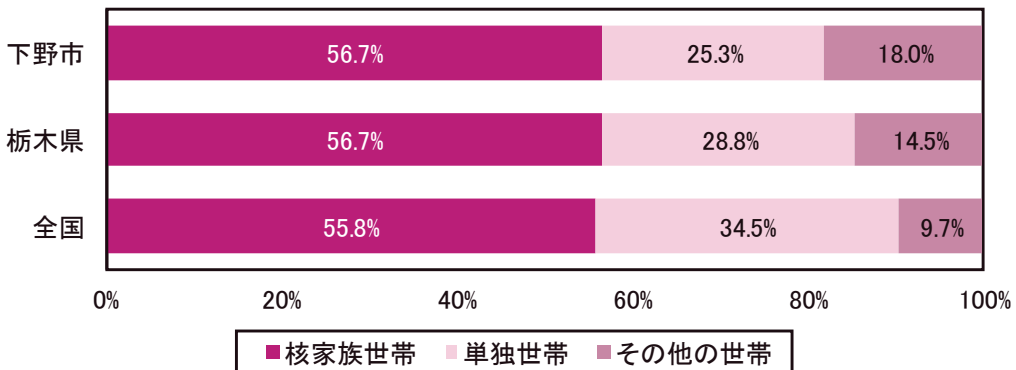
資料：国勢調査

■世帯構成比の推移



資料：国勢調査

■世帯構成比 (全国・栃木県比較)



資料：国勢調査 (平成27年)

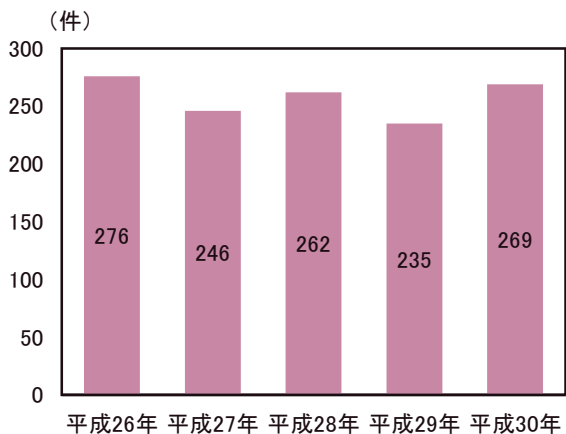


## (2) 婚姻・離婚の状況

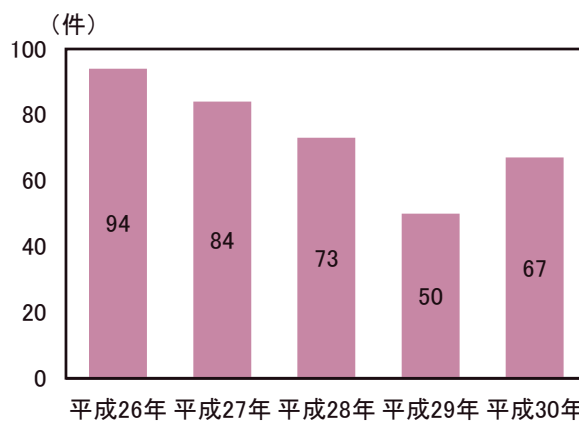
婚姻件数は年間 250 件程度で推移しています。離婚件数は平成 26 年に 90 件を超えていますが、それ以降は平成 29 年まで減少傾向となっています。

男女ともにすべての世代で未婚率が上昇しており、特に 35～49 歳で 10 年間の上昇幅が大きくなっています。

■婚姻件数の推移

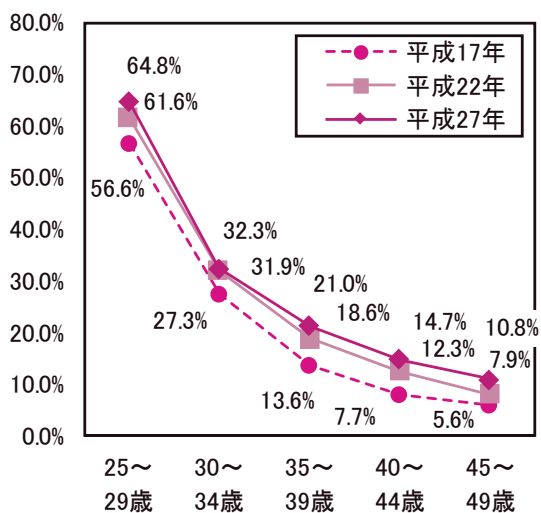


■離婚件数の推移

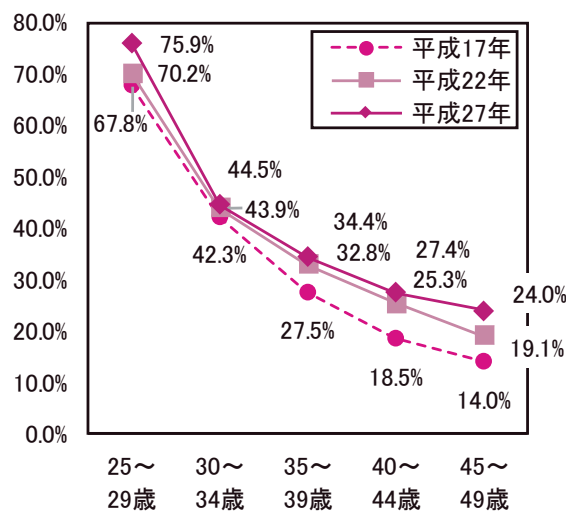


資料：栃木県人口動態統計

■女性の年齢別未婚率の推移



■男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

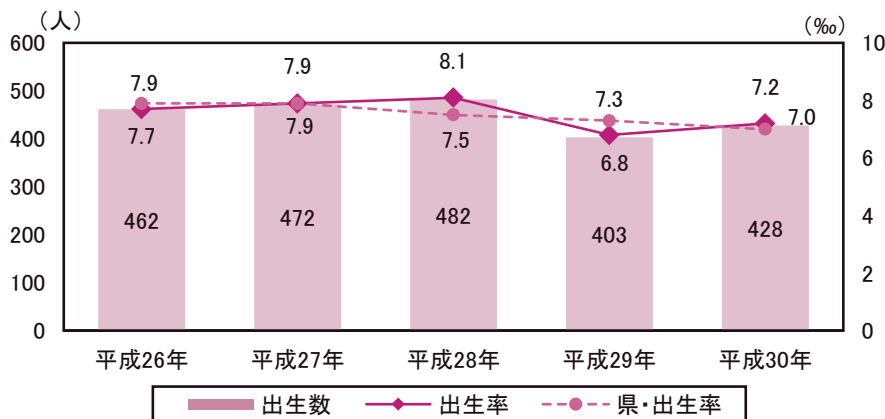
### (3) 福祉等の状況

出生数は400人台で推移しています。また、出生率は平成26年と平成29年で県を下回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、全国・栃木県を下回っており、平成29年に大きく下がっています。平成30年にはやや回復していますが、依然として低い水準となっています。

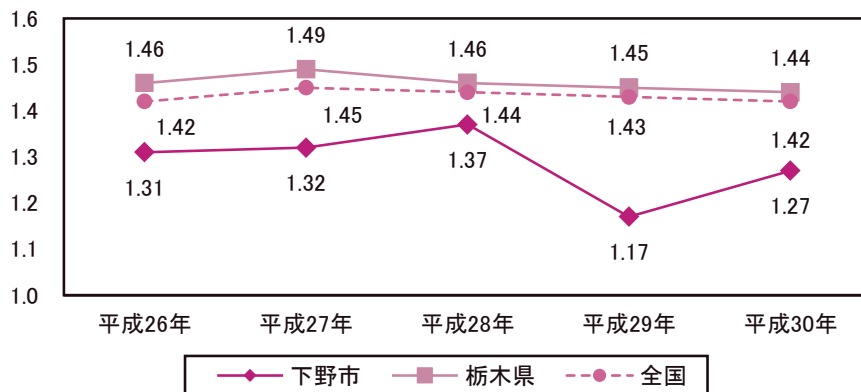
65歳以上の介護保険第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定率は、横ばいで推移しています。

#### ■出生数及び出生率の推移（栃木県比較）



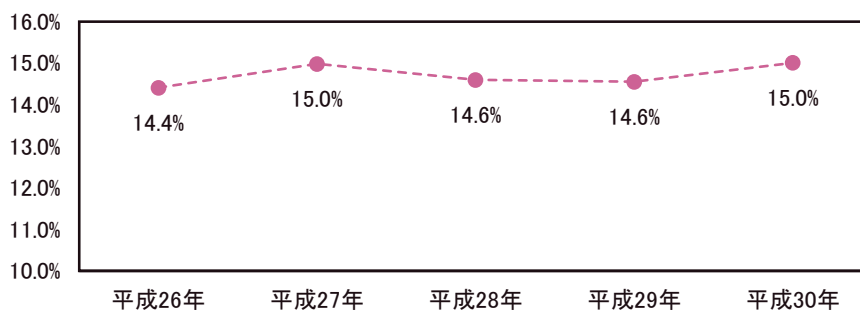
資料：栃木県保健統計年報

#### ■合計特殊出生率の推移（全国・栃木県比較）



資料：栃木県保健統計年報

#### ■第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の推移



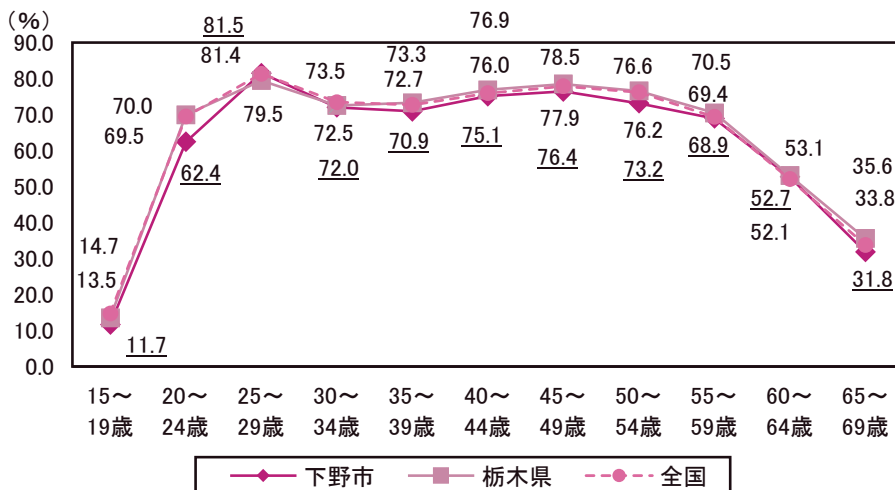
資料：介護保険状況報告（年度末現在）

## (4) 就業の状況

全国・栃木県と比較して女性の20～24歳の労働力率<sup>12</sup>がやや低くなっていますが、その他の世代についてはおおむね同様の傾向となっています。

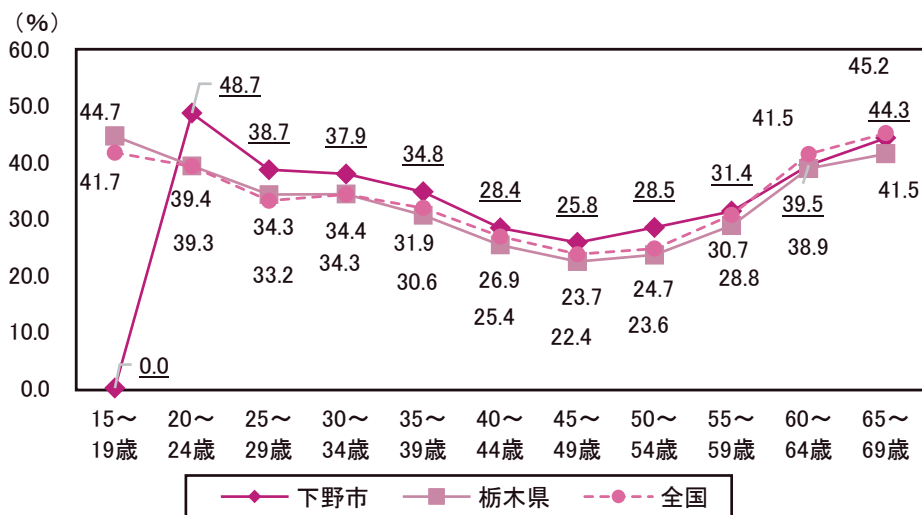
また、有配偶女性の家事従業者の割合は、全国・栃木県と比較して20～59歳で市の方が高くなっています。

■女性の年齢別労働力率（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成27年）  
下線が下野市の割合を示す。

■有配偶女性の家事従業者の割合（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

※ 15歳以上の有配偶女性における、「非労働力人口」の「家事（自分の家で主に炊事や育児等の家事を行っていた）」を行っている者の割合。下線が下野市の割合を示す。

### 用語解説

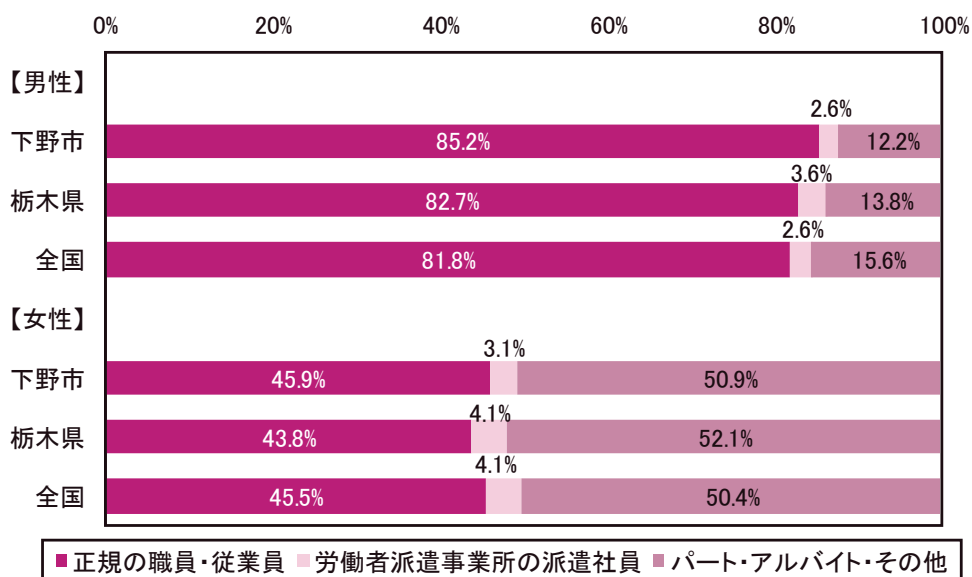
#### <sup>12</sup> 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは、労働の意思と能力を持っている人口のことを言い、就業者の他に、労働の意思と能力を持っているが何らかの事情で就業できていない「完全失業者」が含まれている。

雇用者の雇用形態をみると、男性は正規の職員が8割以上、女性は4割台で、女性はパート・アルバイト等が5割を超えています。雇用形態の比率は、男女ともに国・県・市で同様の傾向となっています。このような雇用者の雇用形態は、経年比較をしても大きな変化はありません。

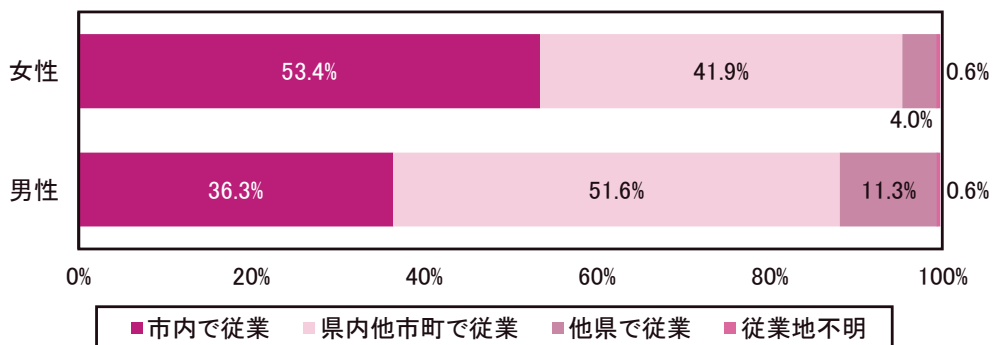
就業者の従業地については、女性は市内で従業している割合が5割を超えている一方、男性は県内他市町で従業している割合が5割を超えています。また、他県で従業している割合も男性の方が高くなっており、男性の方が女性と比較して遠方で従業している傾向がうかがえます。

■男女別雇用者の状況（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

■就業者の従業地（性別）



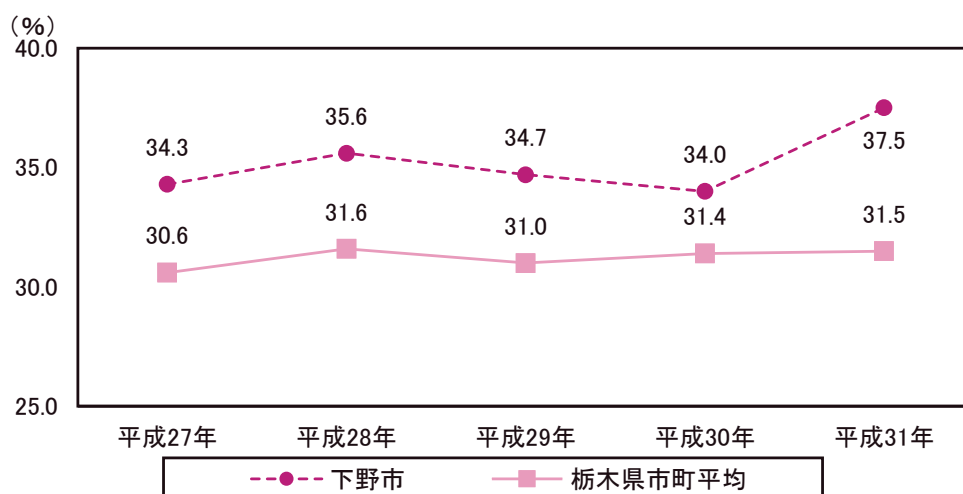
資料：国勢調査（平成27年）

## (5) 審議会等委員への女性の登用状況

目標設定の対象となる審議会の女性比率は、本市の目標値40%に対し、平成31年で37.5%となっています。平成27年から5年間は、34%台から37%台で推移しており、平成31年は5年間で最も高くなっています。また、5年間を通して栃木県市町平均より高い水準となっています。

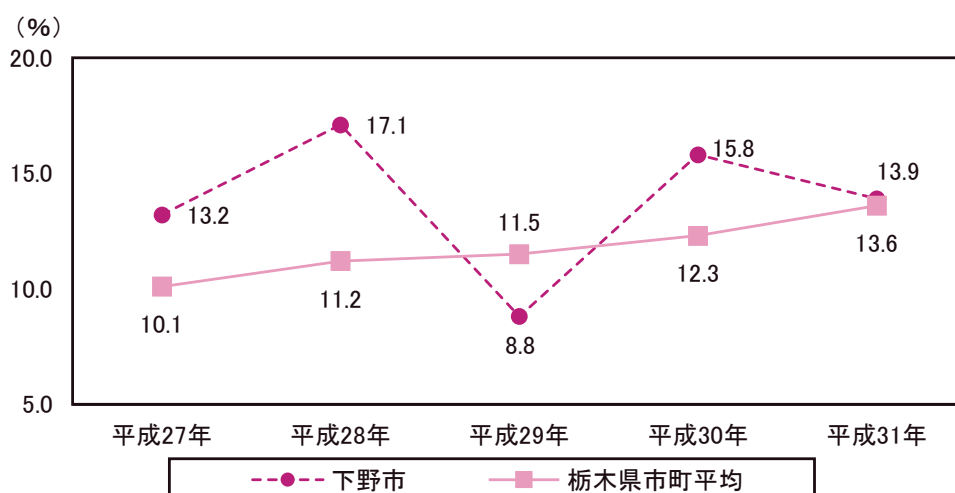
市職員管理職への女性の登用率は、平成29年で大きく落ちこみ栃木県市町平均を下回っていますが、それ以外の年では栃木県市町平均を上回っています。

### ■審議会等委員への女性の登用率の推移（栃木県市町平均比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況（4月1日時点）

### ■市町職員管理職への女性の登用率（うち一般行政職）の推移（栃木県市町平均比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況（4月1日時点）

## (6) DVに関する状況

DV相談件数は、平成27年度以降30件を下回ることなく、増加傾向にあります。平成30年度は62件と5年間で最も多くなっています。

DV相談者の年齢構成は令和元年度を除き30歳代が最も多くなっています。また、いずれの年も20歳代～40歳代が6割以上を占めています。

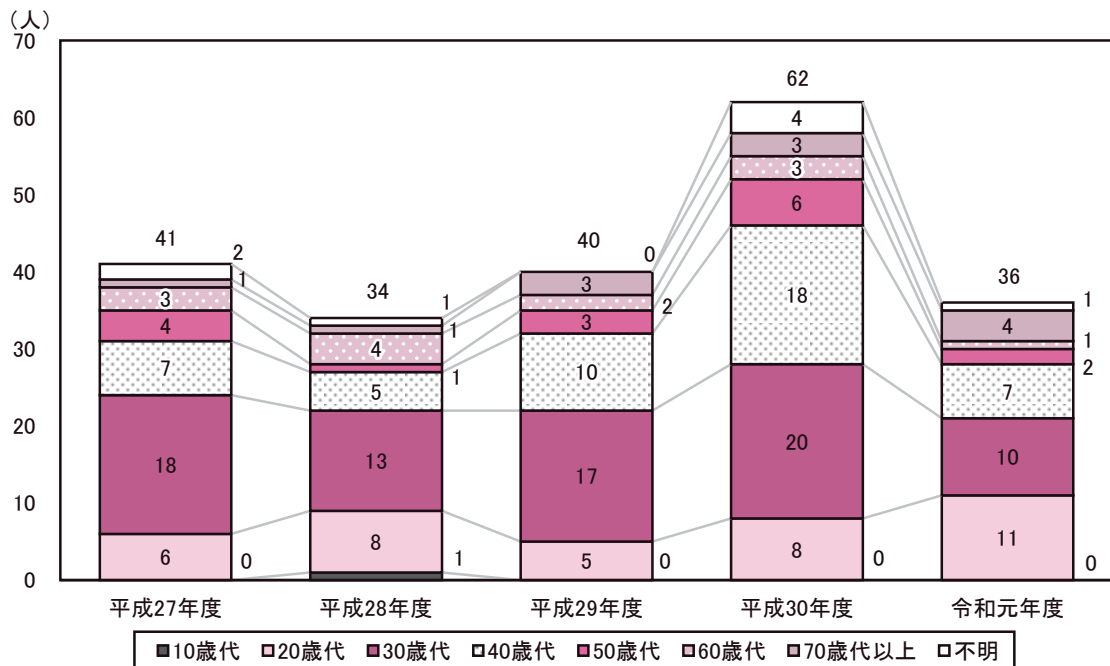
### ■DV相談件数（各年の総件数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談 件数	DV相談件数	41	34	40	62	36
	(うち市DVホット ライン経由)	(14)	(7)	(8)	(15)	(7)
対応*	一時保護	5	1	1	1	1

※相談への対応について、一時保護以外の対応では、施設以外に避難、警察相談、法律相談などがある。

資料：こども福祉課

### ■年齢別DV相談者数の推移



資料：こども福祉課

## 2 市民アンケート調査結果からみる本市の状況

### (1) 調査の概要

男女が共に支え合い、個性と能力を十分に発揮して輝きながら心豊かに暮らすことができる地域をめざし、社会情勢に対応した地域づくりを進めるために、第二次プランの見直しと今後の施策に市民意識を反映させることを目的として、「下野市だれもが輝く社会づくりに関するアンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という。）」を実施しました。

#### ①調査概要

調査地域：下野市全域  
 調査対象：下野市に居住している18歳以上の市民  
 対象者数：2,000人（男女各1,000人）  
 抽出法：年齢、性別、地区を考慮し、住民基本台帳から対象者を無作為に抽出  
 調査期間：令和元年9月20日～10月10日  
 調査方法：調査票による本人記入方式の郵送配布・郵送回収による  
 有効回収数：610件（30.5%）

#### ②調査項目

項目	内容
回答者自身や家族のことについて	性別、年齢、家族構成など
仕事について	職業、職種、勤務時間、職場での男女平等、育児・介護休業など
生活全般について	家事の役割分担、ワーク・ライフ・バランスなど
地域・社会参加について	地域活動の現状、女性の参画を進めるために必要なことなど
老後・定年後について	介護による離職など
健康について	自分の健康を守るために必要なこと
結婚・出産・教育について	子どもの数が少なくなっている理由、男女共同参画の推進に重要だと思える教育など
男女の人権について	ドメスティック・バイオレンスの相談窓口の認知度・経験など
女性も男性も輝く社会の形成について	固定的性別役割分担意識、事柄や言葉の認知度、市が力を入れていくべきことなど

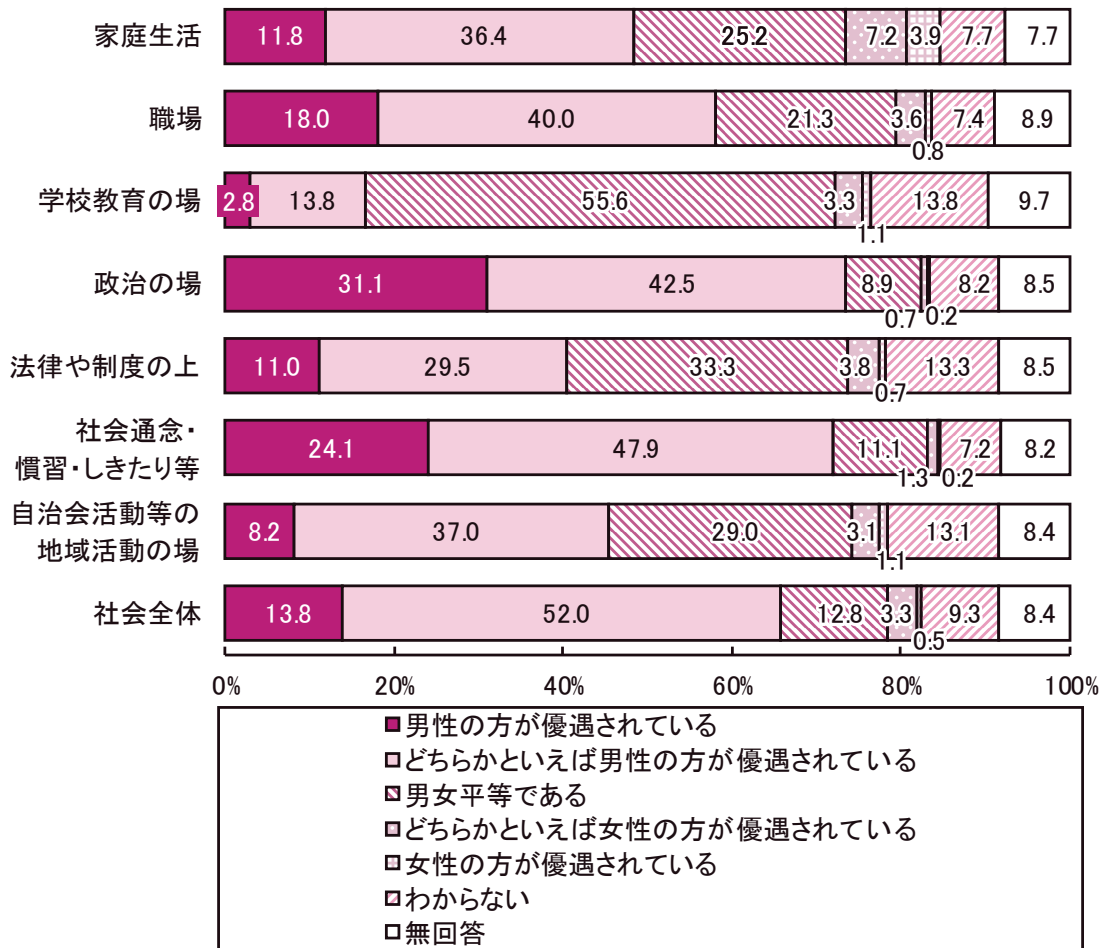
## (2) 調査結果

### ①男女平等に関する意識について

様々な場における男女の平等の状況について、“男性優遇”、“男女平等”、“女性優遇”に分けてみていくと、“男女平等”が最も多いのは、[学校教育の場]で55.6%、次いで[法律や制度の上]が33.3%となっています。“男性優遇”が最も多いのは、[政治の場]で73.6%、次いで[社会通念・慣習・しきたりなど]が72.0%、[社会全体]が65.8%、[職場]が58.0%となっています。

一方、“女性優遇”は[家庭生活]で11.1%となっており、それ以外の項目では全体の5%に満たない回答となっています。

(n=610)



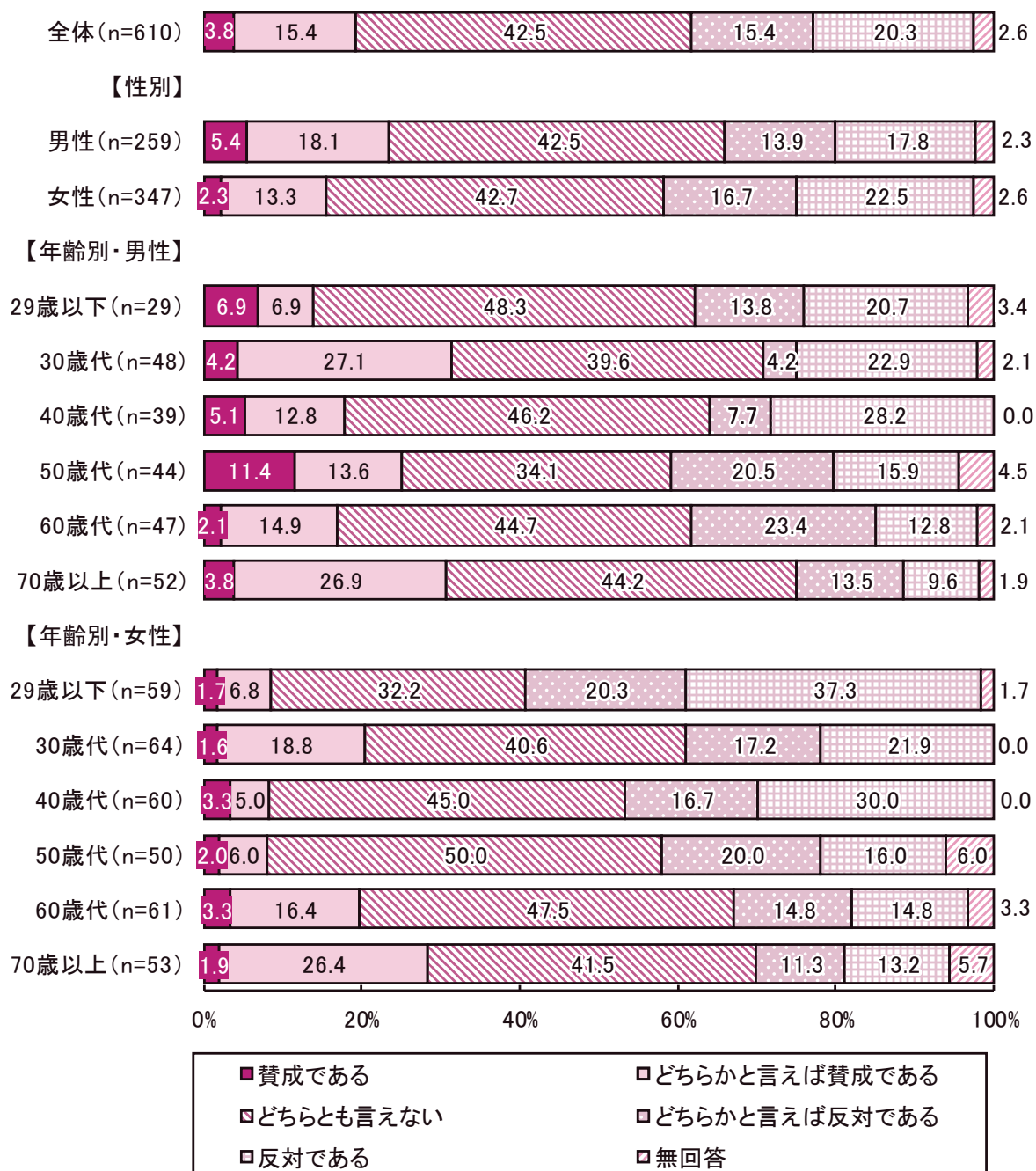


## ②固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「どちらとも言えない」が42.5%と最も多く、「賛成である」と「どちらかと言えば賛成である」を合わせた“賛成”は19.2%、「反対である」と「どちらかと言えば反対である」を合わせた“反対”は35.7%となっており、“反対”が“賛成”を16.5ポイント上回っています。

性別にみると、男性に比べて女性で“反対”が多い状況となっています。

年齢別にみると、女性の29歳以下・40歳代で“反対”の割合が4割台半ばを超えており、他の年代に比べて高くなっています。



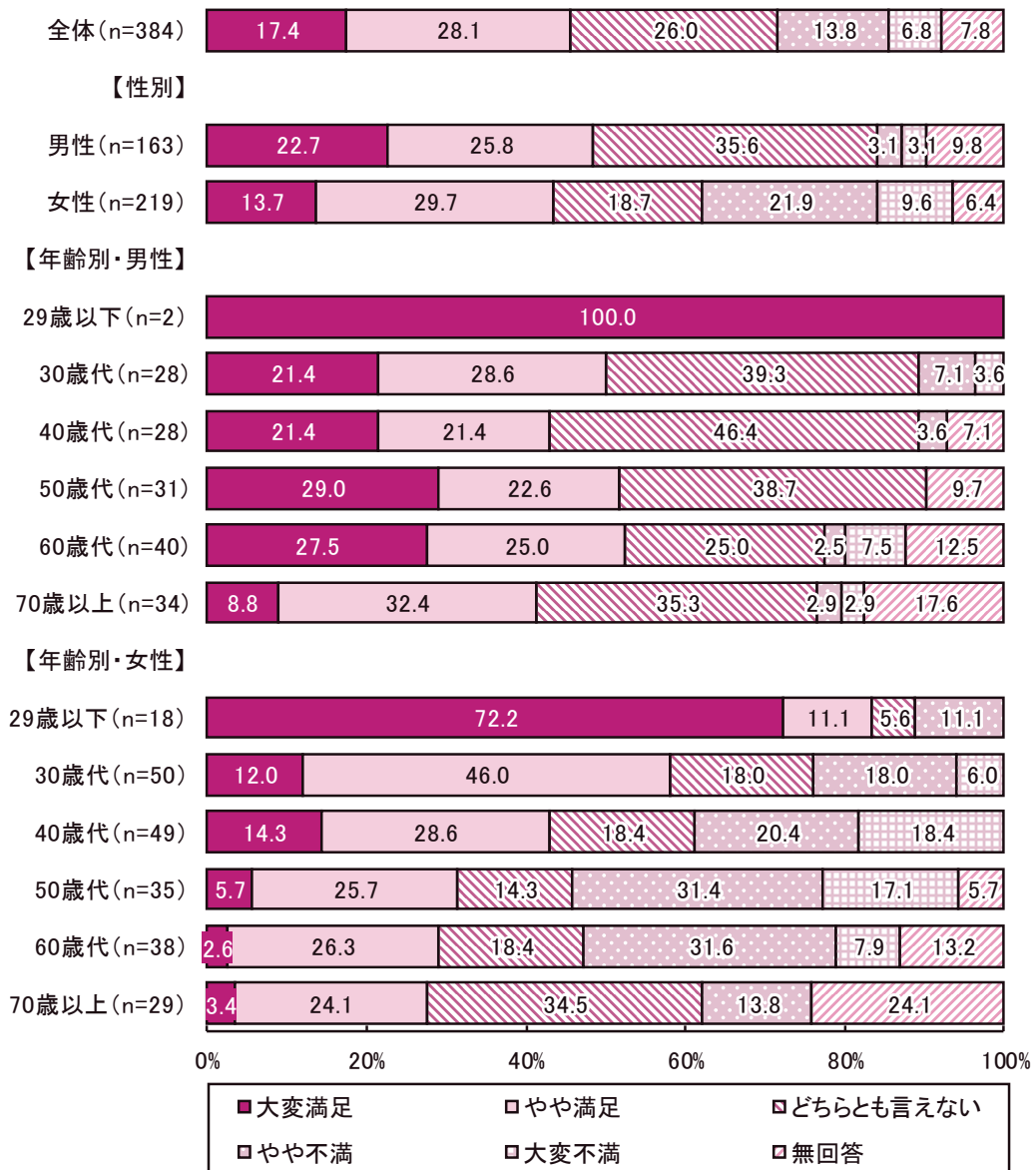
### ③家庭における役割分担の満足度

結婚している方の家庭での実際の役割分担の満足度について、全体では「やや満足」が28.1%と最も多く、「大変満足」の17.4%と合わせた“満足”が45.5%となっています。また、「やや不満」と「大変不満」を合わせた“不満”は20.6%、「どちらとも言えない」が26.0%となっています。

性別にみると、男女ともに“満足”は4割台となっていますが、“不満”は女性で31.5%となっており、男性の6.2%を大きく上回っています。

年齢別にみると、男性のすべての年代で“満足”が4割を超えている一方、女性では年代が上がるにつれ“満足”が減少しています。また、女性の40・50・60歳代で“不満”が3割台後半を超えており、他の年代に比べて割合が高くなっています。

他の項目をみても、男女ともに生活の中での仕事、家庭生活、個人の生活の優先度の希望が実現できていないという結果が出ており、経年比較した結果も大きな差はありません。

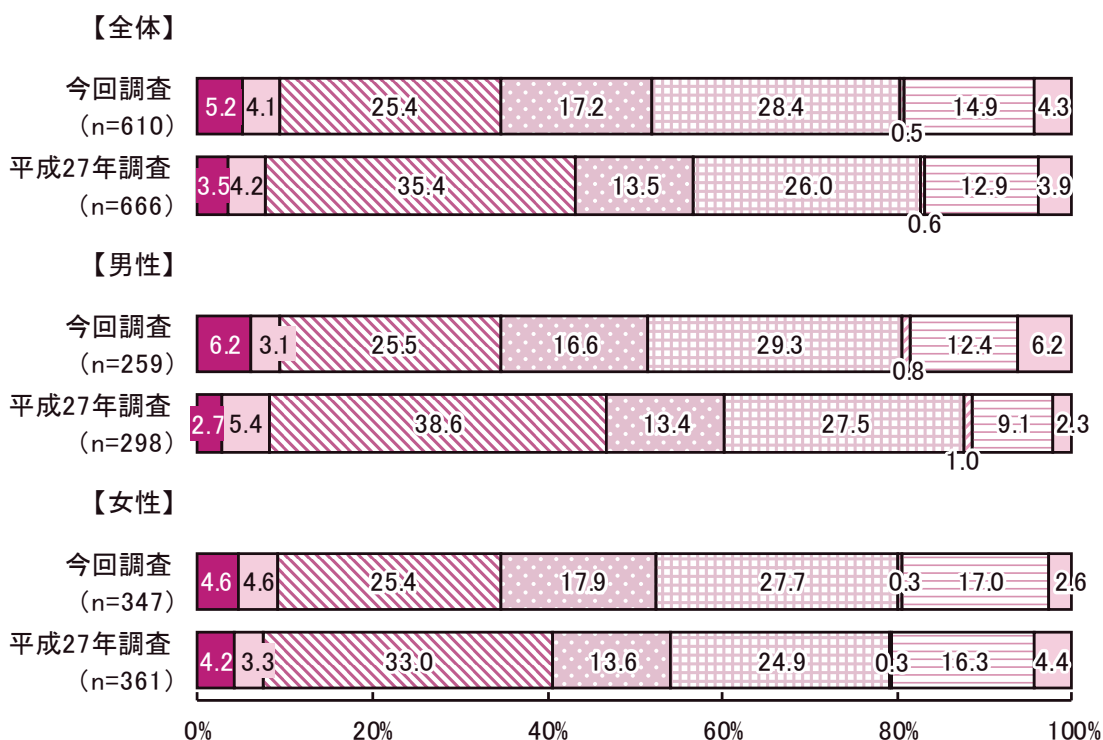


#### ④女性が仕事を持つことについて

一般的に、女性が仕事を持つことをどう考えるかについては、「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」が28.4%と最も多く、次いで「子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が25.4%となっています。

性別にみると、全体と同様の傾向となっています。

経年比較すると、「子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が減少しており、「子どもができたならパート等に切り替える方がよい」、「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」といった就労を継続する意向がやや増加しています。

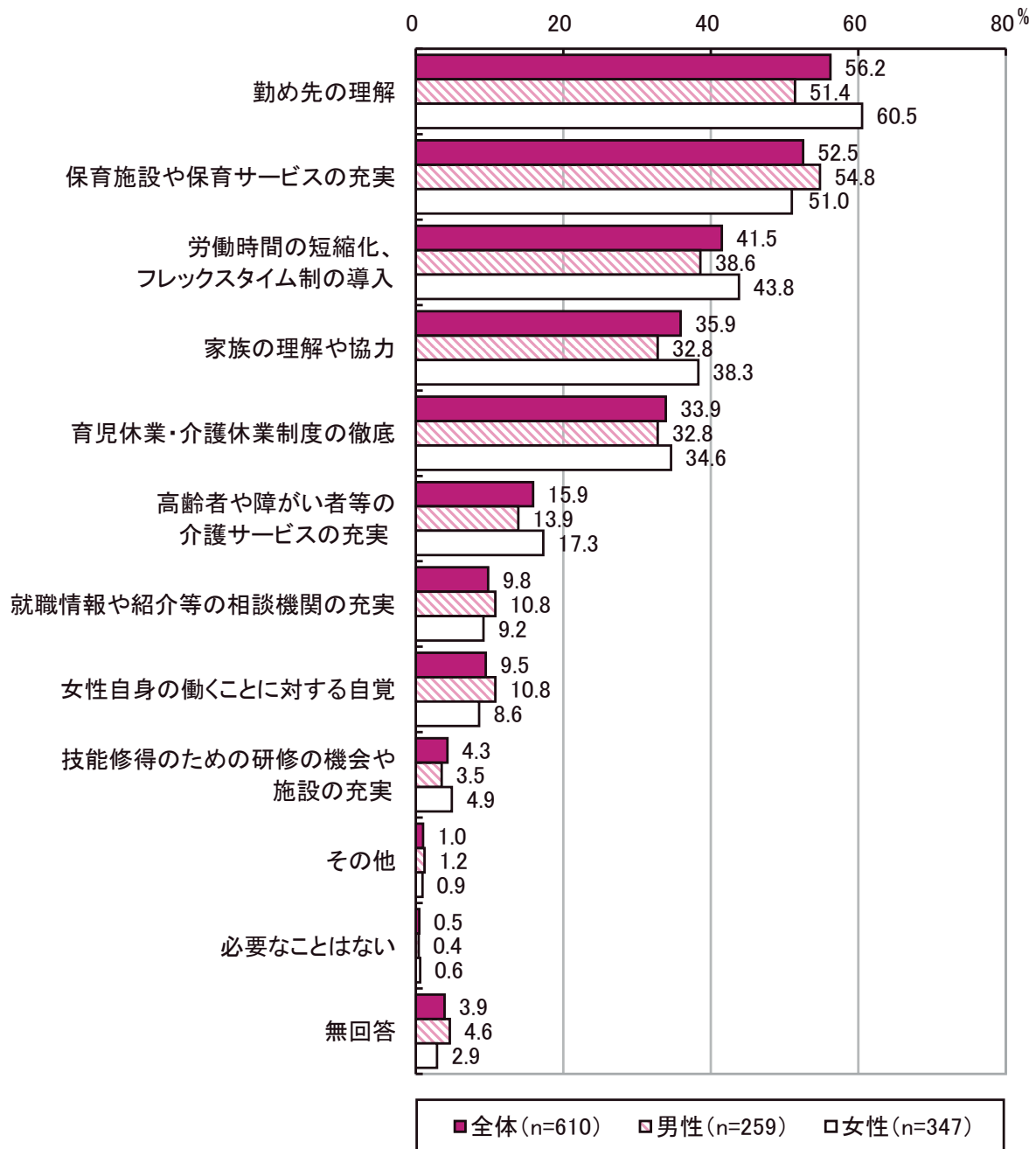


- 結婚するまでは仕事を持つ方がよい
- 子どもができるまでは仕事を持つ方がよい
- 子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい
- 子どもができたならパート等に切り替える方がよい
- 子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい
- 女性は仕事を持たない方がよい
- その他
- 無回答

## ⑤女性が働き続けるために必要なこと

女性が結婚・出産後も働き続けるため、また再就職するために必要なことについては、「勤め先の理解」が56.2%と最も多く、次いで「保育施設や保育サービスの充実」が52.5%、「労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入」が41.5%となっています。

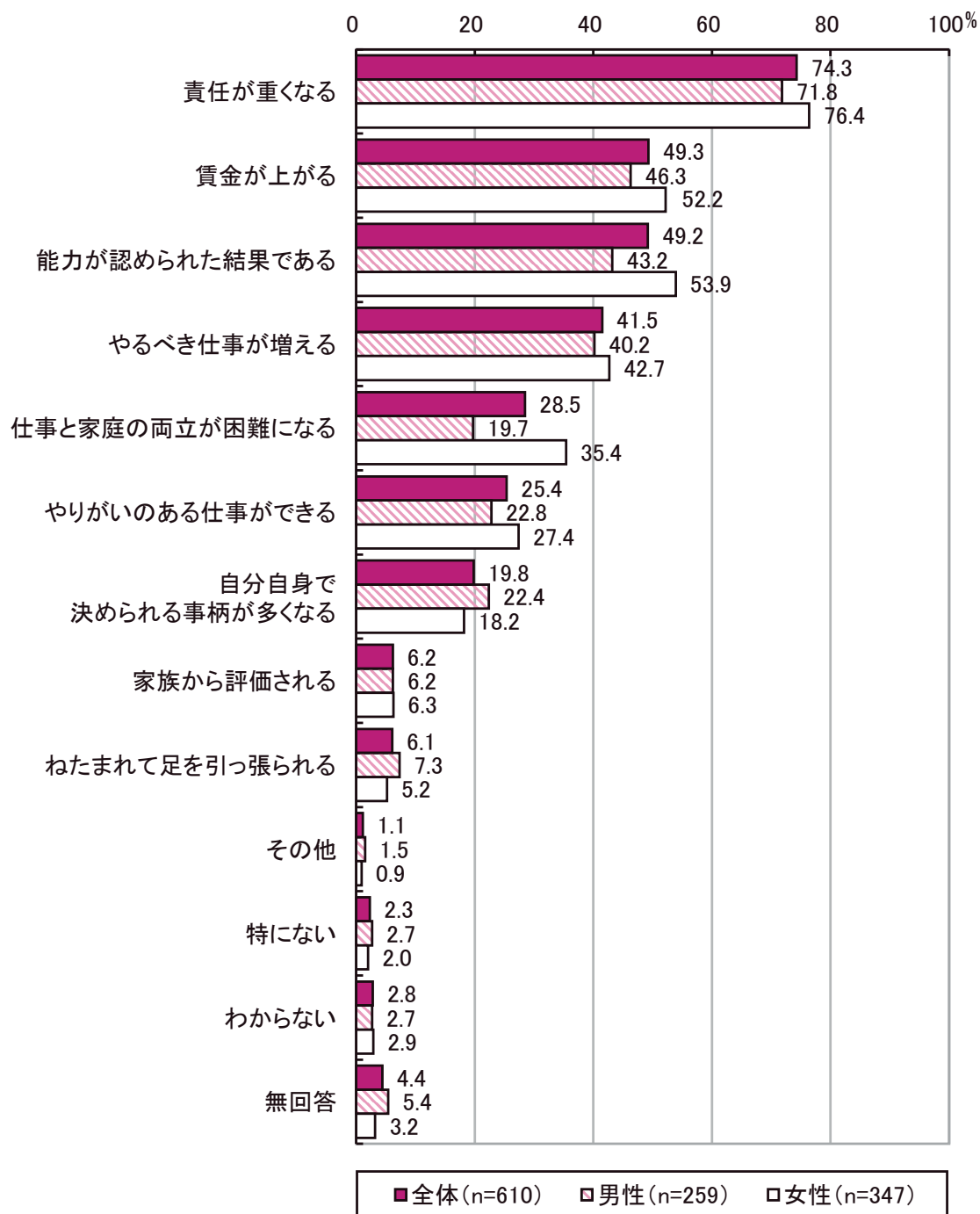
性別にみると、男性で「保育施設や保育サービスの充実」が54.8%、女性で「勤め先の理解」が60.5%と最も多くなっています。また、「勤め先の理解」では、女性が男性を9.1ポイント上回っています。



### ⑥管理職に昇進することについて

管理職以上に昇進することへのイメージについては、「責任が重くなる」が74.3%と最も多く、次いで「賃金が上がる」が49.3%、「能力が認められた結果である」が49.2%となっています。

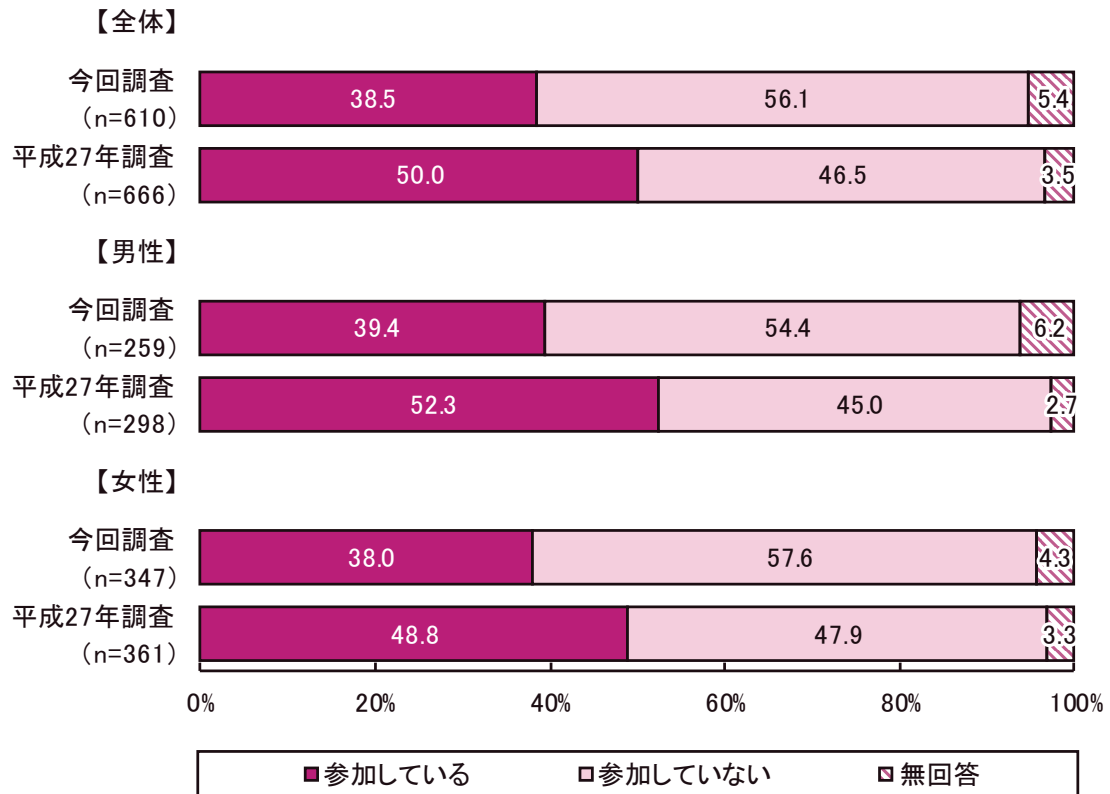
性別にみると、女性で「能力が認められた結果である」が53.9%、「仕事と家庭の両立が困難になる」が35.4%と、女性が男性を10ポイント以上上回っています。管理職になることで仕事と家庭の両立が困難になると考えている割合は、男性より女性で高くなっています。



## ⑦地域活動への参加状況

現在の地域活動への参加状況については、「参加している」が38.5%、「参加していない」が56.1%と、「参加していない」が「参加している」を17.6ポイント上回っています。

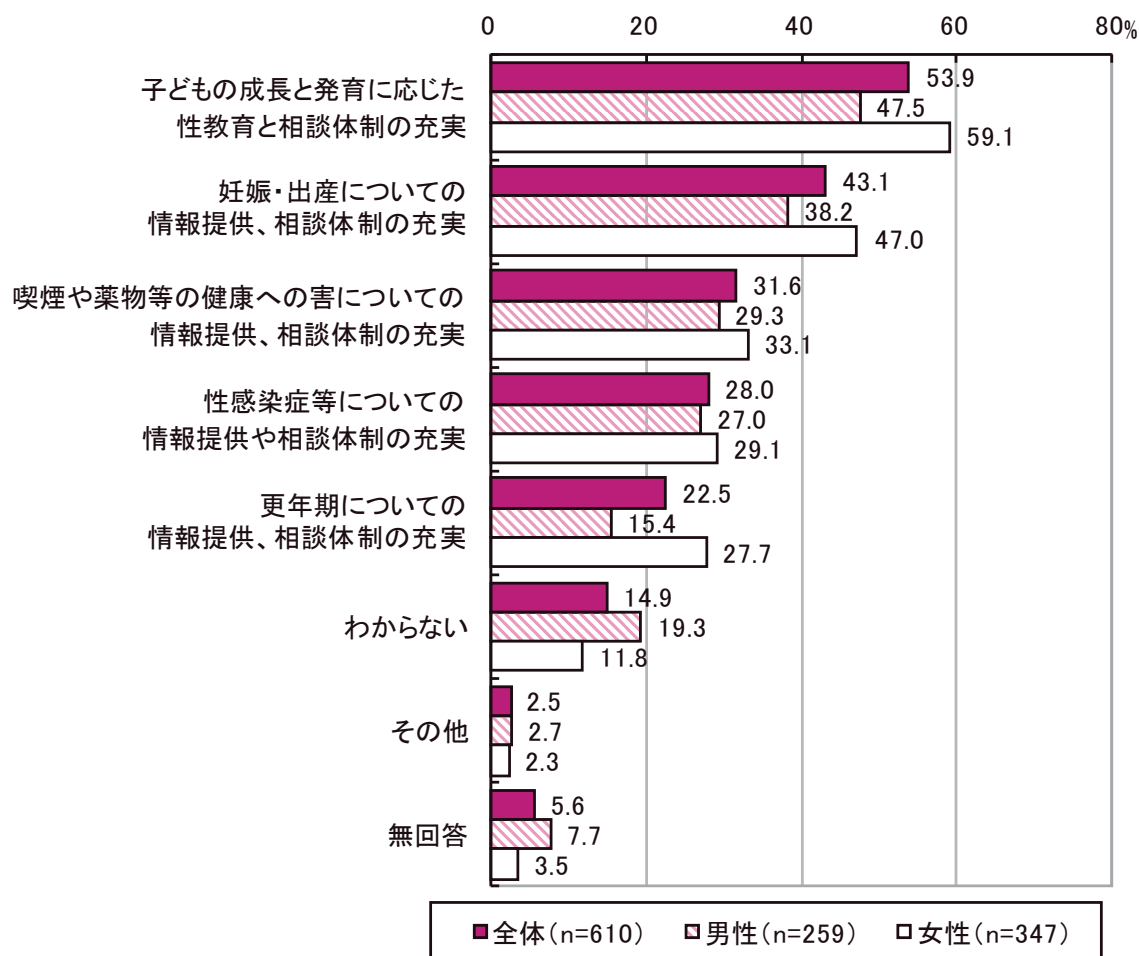
性別にみると、全体と同様の傾向となっています。経年比較すると、男女ともに「参加している」が10ポイント以上減少しています。



### ⑧妊娠、避妊、中絶に関して女性が自分で決めたり、健康を守るために必要なこと

性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>13</sup>）と健康の保持のために必要とされることについては、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が53.9%と最も多く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」が43.1%、「喫煙や薬物等の健康への害についての情報提供、相談体制の充実」が31.6%となっています。

性別にみると、女性で「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」、「更年期についての情報提供、相談体制の充実」が、男性に比べて10ポイント以上上回っています。



### 用語解説

#### <sup>13</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

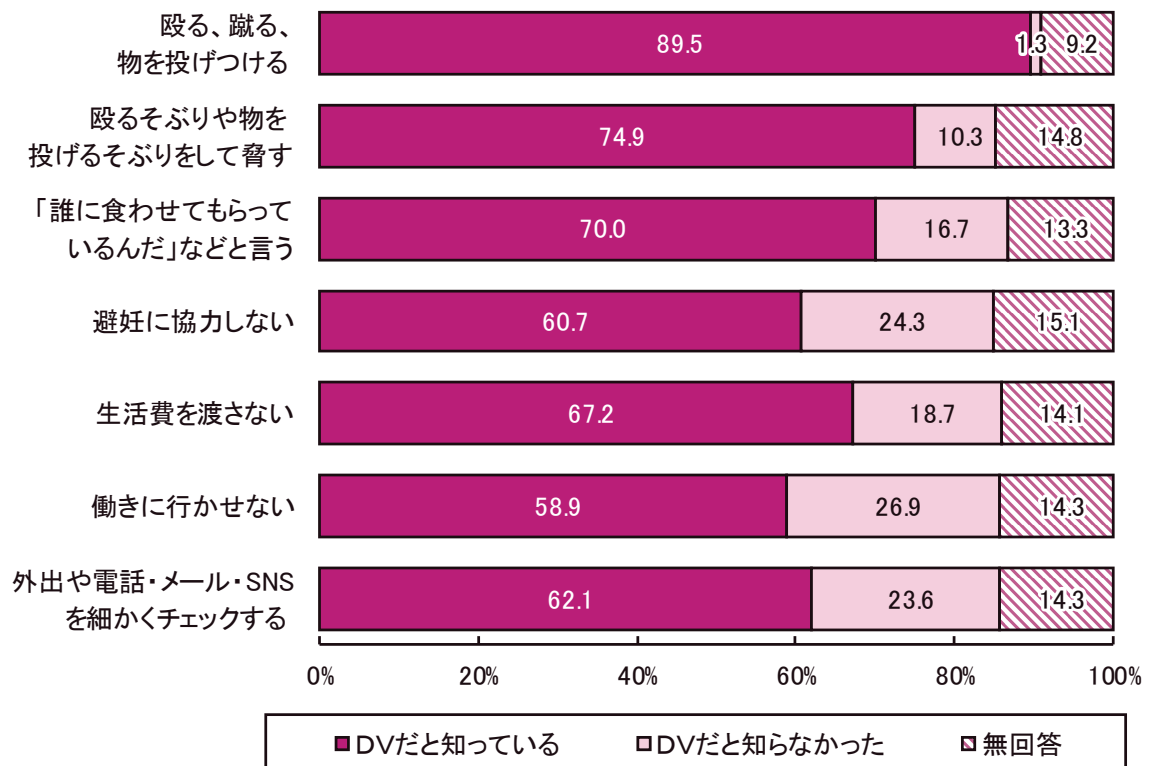
「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼ぶ。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。安全で満足のいく性生活を営めることや、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むか等を女性が自ら決定する自由を持つことを含む。

### ⑨DVについての認識について

次の行為がDVであると知っているかについては、[殴る、蹴る、物を投げつける]で89.5%、[殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅す]で74.9%、[「誰に食わせてもらっているんだ」などと言う]で70.0%が、「DVだと知っている」と回答しているものの、それ以外の項目はやや低く、最も割合の低い[働きに行かせない]では58.9%となっています。

「性的暴力」「経済的暴力」「精神的暴力」等について、DVであるという認識が低い結果となっています。高齢になるほど「DVだと知らなかった」が増える傾向がありますが、若い世代でも認識が低いものも見られたため、引き続き周知・啓発に努める必要があります。

(n=610)

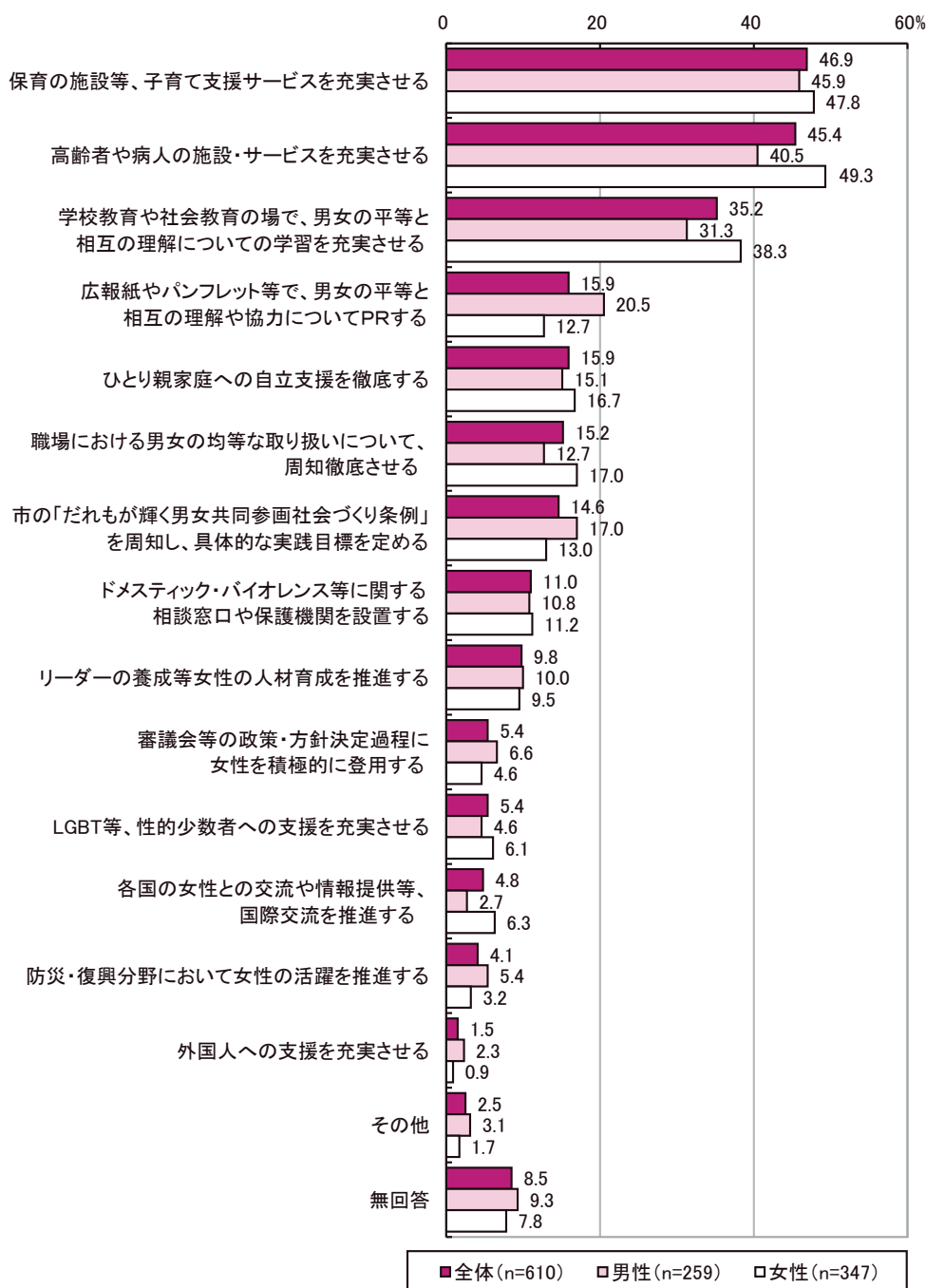




### ⑩女性も男性も共に輝く社会の実現に向けて

女性も男性も共に輝く社会をつくるため、今後、市が力を入れていくべきことについて、「保育の施設等、子育て支援サービスを充実させる」が46.9%と最も多く、次いで「高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が45.4%、「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」が35.2%となっています。

性別にみると、男性で「広報紙やパンフレット等で、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする」が20.5%と、女性に比べて7.8ポイント高く、女性で「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」、「高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が男性に比べてやや高くなっています。



## 3 事業所アンケート調査結果からみる本市の状況

### (1) 調査の概要

事業主の皆様の立場から見た男女共同参画に関する現状・課題等を調査することで、市内事業所のワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進の状況を把握することを目的として実施しました。

#### ①調査概要

調査地域：下野市全域  
 調査対象：市内事業所  
 対象事業所数：335件  
 調査期間：令和元年11月16日～12月2日  
 調査方法：調査票による記入方式、郵送配布・郵送回収による  
 有効回収数：115件（34.3%）

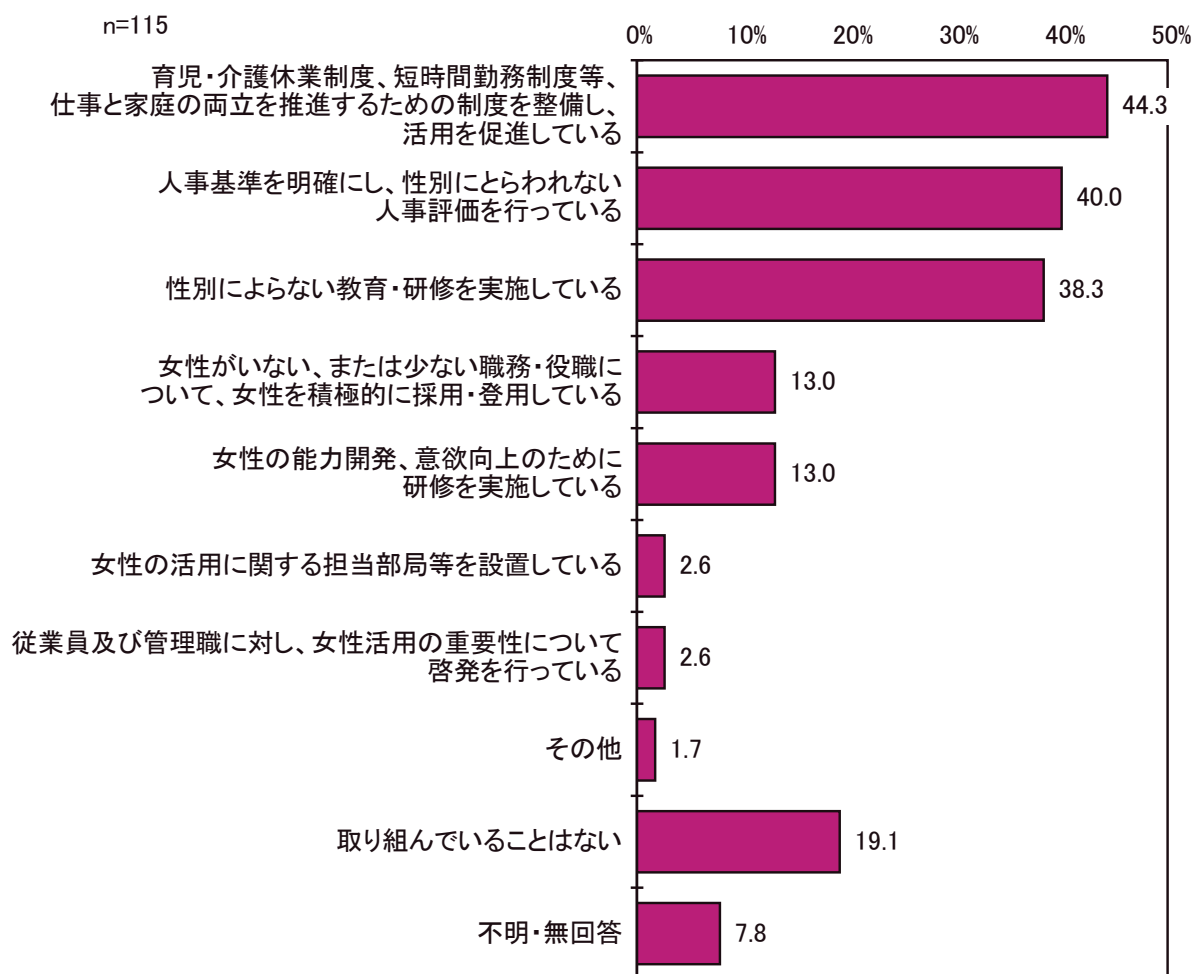
#### ②調査項目

項目	内容
事業所の状況について	産業分類、事業所の規模など
女性従業員の活用について	管理職数、女性の割合、女性従業員活用の取組・課題など
ワーク・ライフ・バランスについて	休暇・休業制度、取組内容、利用実績、市イクボス宣言の周知率、柔軟な働き方ができる制度の整備をするうえでの課題など
各種ハラスメントについて	ハラスメントが問題となったことがあるか、防止策、対応が困難だと感じることなど
男女共同参画に関する取組について	用語・法令・市の事業の周知率、一般事業主行動計画、市に期待する取組、今後実施予定の取組など

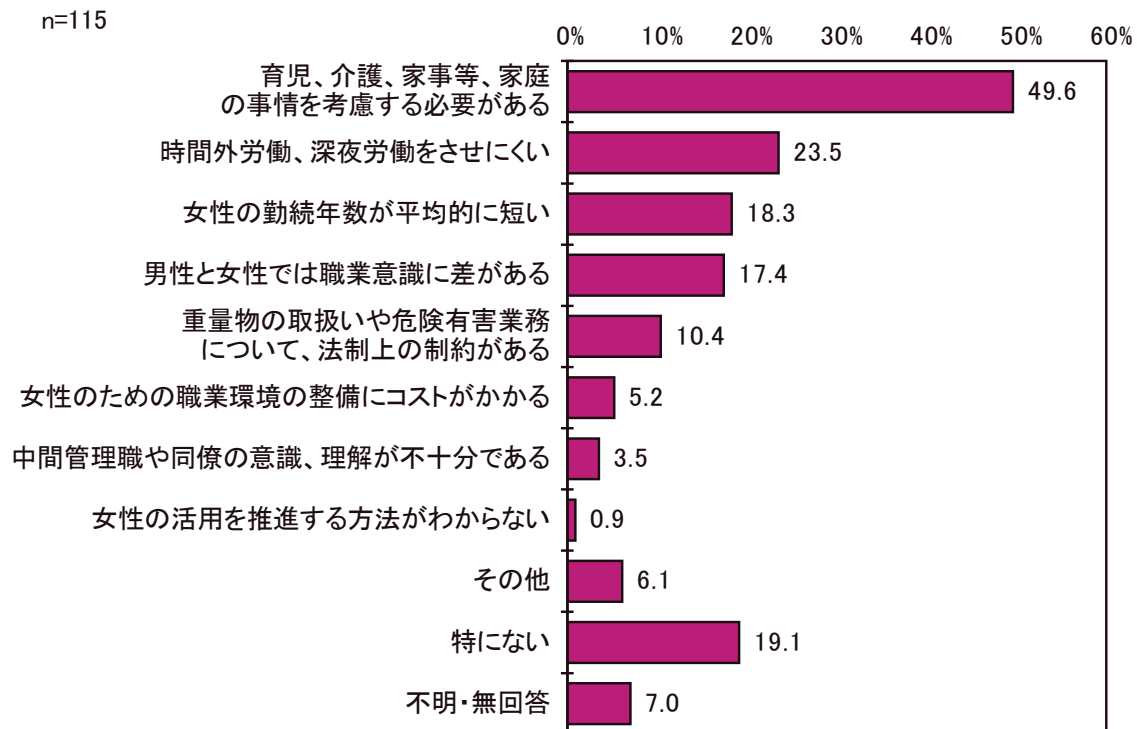
## (2) 調査結果

### ①女性従業員の活用に向けての取組・課題

女性従業員の活用にあたって、具体的に取り組んでいることについてみると、「取り組んでいることはない」と回答した割合は19.1%となっています。具体的に取り組んでいる内容については、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度等、仕事と家庭の両立を推進するための制度を整備し、活用を促進している」が44.3%と最も多く、次いで「人事基準を明確にし、性別にとらわれない人事評価を行っている」が40.0%、「性別によらない教育・研修を実施している」が38.3%となっています。

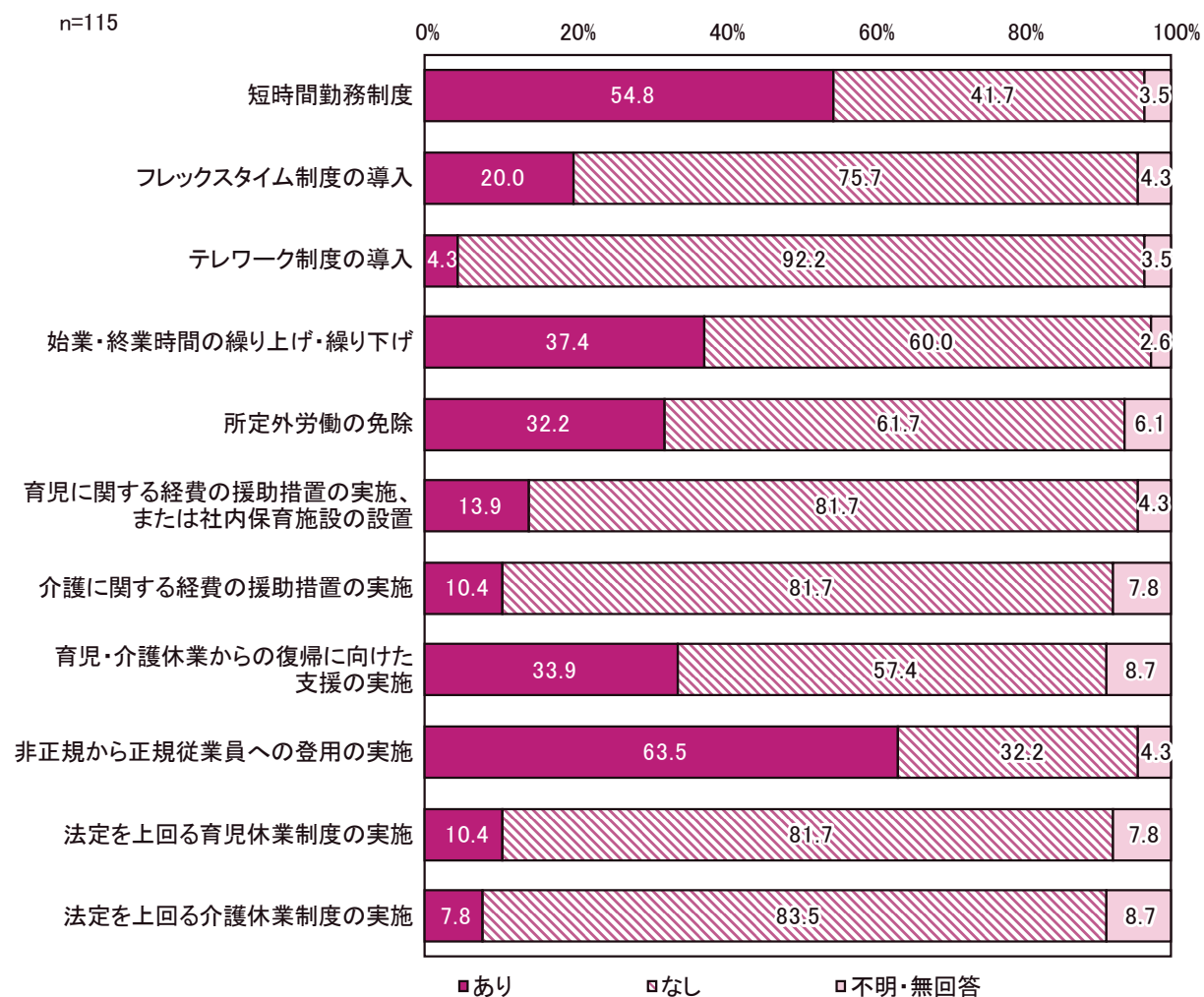


女性従業員の活用にあたっての課題や問題点についてみると、「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」が49.6%と特に高くなっており、次いで「時間外労働、深夜労働をさせにくい」が23.5%、「特にない」が19.1%となっています。性別によらず研修や人事評価を行うよう取り組んでいる一方で、女性の人材活用には現状として女性が担っていることが多い育児・介護・家事等の家庭の事情について配慮が必要であるとの認識があることがうかがえます。



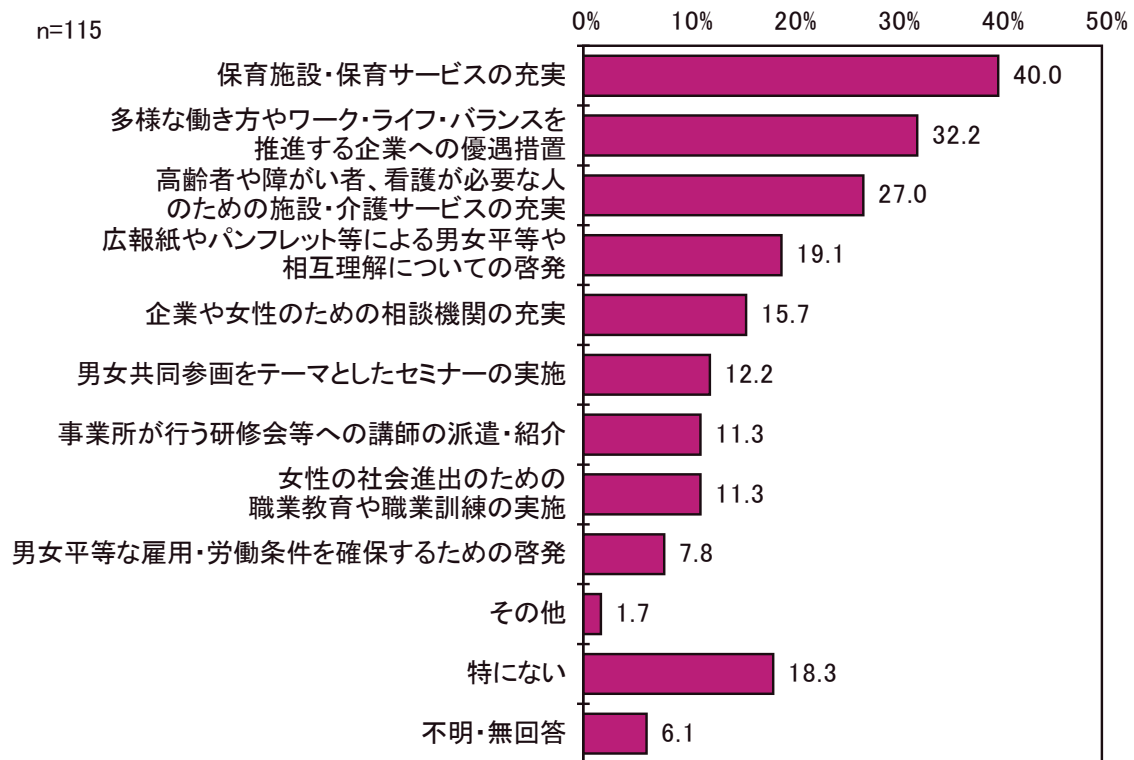
## ②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所内の制度

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所内の制度について、「短時間勤務制度」と「非正規から正規従業員への登用の実施」以外では、制度がない事業所の方が、制度がある事業所を上回っています。一方、制度が全くないのは2事業所にとどまっていたため、多くの事業所が何らかの制度を設けていることがうかがえます。



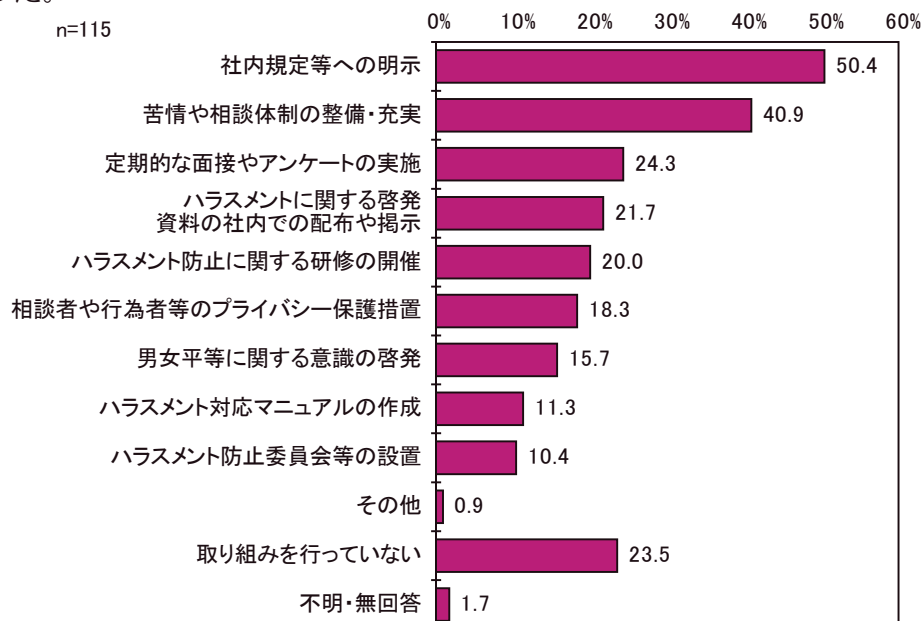
### ③男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって

男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組については、「保育施設・保育サービスの充実」が40.0%と最も多く、次いで「多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する企業への優遇措置」が32.2%、「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」が27.0%となっています。働く人の家族を対象とした家庭生活の負担を軽減するサービスの充実とともに、事業者がワーク・ライフ・バランスの取組を推進するうえでのバックアップとなる優遇措置を望む意見が多く見られました。

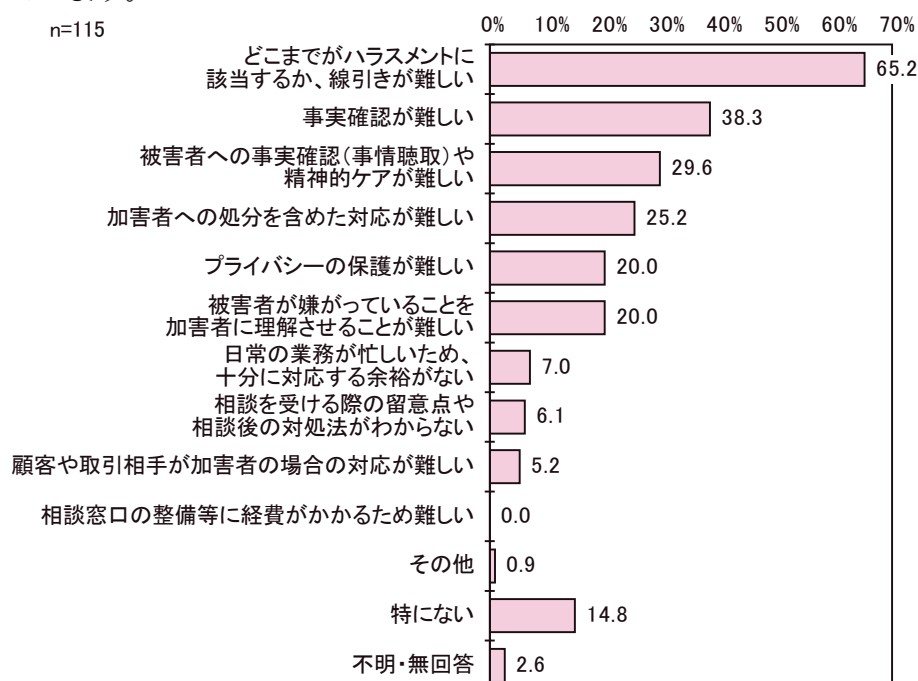


#### ④ハラスメントの防止に向けて

ハラスメント防止に向けて、事業所内で「取り組みを行っていない」割合が23.5%となっています。行っている取り組みとしては「社内規定等への明示」が50.4%、「苦情や相談体制の整備・充実」が40.9%と高くなっています。「労働施策総合推進法(ハラスメント防止法)」により、事業主には相談体制の整備等の具体的な対策が求められることとなりますが、ハラスメントにあたるかの判断や、被害者・加害者への対応に難しさを感じている事業所が多く見られました。



ハラスメントが起きた場合に対応が困難だと感じることは「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」が65.2%と特に高くなっています。次いで「事実確認が難しい」が38.3%、「被害者への事実確認(事情聴取)や精神的ケアが難しい」が29.6%となっています。



## 4 事業所ヒアリング調査結果からみる本市の状況

### (1) 調査の概要

市内事業所で働く女性に直接お話をうかがうことで、女性が活躍できる職場環境を整備するにあたって求められる制度等の状況について把握し、本プラン策定の参考データとして活用するために実施しました。

市内の3つの事業所の合計13名の従業員の方を対象に実施しました。

聴き取り調査の対象となった方には事前にヒアリングシートを配布し、事業所ごとに直接対面でのヒアリング調査を実施しました。

### (2) 調査結果のまとめ

- ・子育て支援に関わる勤務先の制度や行政サービスを利用して家庭と仕事を両立させている方がいる一方、制度やサービスを利用せずに家族や職場の協力のもと両立させている方もいた。
- ・祖父母や親せきと同居・近居の状態にある方が多かった。
- ・職場においても時間の融通が利く、子育て中であることに配慮してもらえる状況にあるなど、働きやすい環境であるという声もあった。

▶▶ヒアリングにご協力いただいた方々は、家族や職場の協力を得られるなど比較的両立しやすい環境にある方が多かったため、ワーク・ライフ・バランスに満足できる状況で働くことができているという回答が得られました。

- ・普段忙しい中で、公的サービスを利用するための情報を得ることが難しいという意見があった。
- ・父母が働いている場合、保育園や幼稚園の迎えに祖父母が行くことが多く、他の保護者と会って情報を得る機会が少ないという声が多かった。
- ・病児・病後児保育について、通勤・通園している幼稚園で受け入れしている等の方は利用できている一方、該当する幼稚園が身近でない方からは利用方法が分からないという声も多かった。
- ・介護支援についても情報が一括して得られるようになるといいという意見があった。

▶▶市の公的サービスについて、情報が一元的に得られる仕組み・周知の充実等が必要とされています。情報提供方法を改善し、サービス利用のハードルを下げる工夫が求められています。



- ・子育て中の社員に配慮や理解がある職場環境においても、休暇を取るための調整が大変だと感じている人が多かった。
- ・子育て中は幼稚園、保育園、学校の行事が多いことなどもあり、休暇が取りやすいと助かるという意見があった。

▶事業所の制度や社内の配慮はあるものの、業務量や勤務体制から休みづらさを感じている様子が見受けられました。余裕をもって働くことのできる環境を整えることで、育児・介護・家事がより両立しやすくなると考えられます。

- ・子育て中の方、介護をしている方への理解を求める声が上がっている。
- ・女性が働くうえで家族の協力が必要であるため、男性も子どものために育休を取ったり病気のときに迎えに行ったりできる環境づくりが必要だという意見があった。

▶事業所内で子育てや介護をしている方への理解を深め、男性が育児・家事に関わりやすい職場環境にしていくことで、女性も男性も希望するワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを進めていくことが重要です。

## 5 第二次プランの推進状況

### (1) 事業の進捗状況

第二次プランでは、3つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する事業を推進してきました。施策の実施状況の把握・評価にあたっては、①男女共同参画の視点に配慮している、もしくは②男女共同参画の推進に寄与している、のどちらかが満たされ、男女共同参画の視点に立って事業が実施されているかどうかを把握することに重点を置き、整理しています。平成28年度から令和元年度までの4年間の各事業の進捗状況の総括は以下のとおりです。

＜評価基準＞ 令和元年度時点の評価を最終評価としています。

- A 評価 …… 男女共同参画の視点を取り入れている。
- A' 評価 …… 事業の実施自体が、男女共同参画の推進に寄与するもの。
- B 評価 …… 男女共同参画の視点をやや取り入れている。
- C 評価 …… 男女共同参画の視点が不足している。

※事業実施なしのため評価できない項目については、「評価不可」欄に計上しています。

A 評価達成率算出方法：A (A' を含まない) 評価 / (A 評価 + B 評価 + C 評価) × 100

### 基本目標 I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

施策の方向	A評価 達成率	評 価				
		A 評価	A' 評価	B 評価	C 評価	評価不可
I - 1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援	87.5%	14	0	2	0	0
I - 2 意思決定の場への女性の参画拡大	100%	9	0	0	0	1
I - 3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援	50.0%	2	0	2	0	0

### I - 1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合	51.9%	60.2%	57%	市民協働推進課

性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備に向けた市民や事業者に対しての情報提供・啓発活動等に取り組みました。

広報、啓発の事業を多く実施し、イベントでの配布等資料を活用している事業も多く、A評価が多くなっています。パンフレット等の活用に関してはB評価の事業が見られます。また、数値目標に関しては目標を達成しています。

事業者に向けた啓発、市民に向けた啓発の双方で窓口設置にとどまるものをさらに効果的に啓発するための工夫が必要です。

### I - 2 意思決定の場への女性の参画拡大

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
市の審議会等委員における女性の割合	33.6%	37.5%	40%	市民協働推進課

委員や管理職の登用に向けた積極的な女性の活用、ポジティブ・アクションの実施のため事業者や団体に対しての周知・啓発等に取り組みました。実施実績のある事業ではすべてA評価となっています。また、数値目標については基準値を上回り改善傾向にありますが、目標の達成には至っていません。

審議会委員の登用状況については、都市計画分野の委員会のように男性委員が多いもの、保健福祉分野のように女性委員が多いものとばらつきが見られました。下野市審議会等委員選任指針の30%は達成していますが、男女双方の意見を取り入れた政策決定のため委員選任時に男女比に配慮するなど、プランの目標の40%の達成に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

### I - 3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合	31.5%	29.0%	40%	市民協働推進課

性別にかかわらず地域活動への参画意識を高めるため、市民への啓発、性別役割分業にとられない地域の防災・防犯活動に関するホームページを通じた情報提供を実施しました。A評価となっている事業もありますが、B評価が2事業あり、達成率は50.0%となっています。また、数値目標については基準値を下回り目標の達成には至っていません。

地域防災、防犯の取組においても、さらに女性の視点が取り入れられるよう、役員への登用等、女性が積極的に参画できる環境整備に取り組む必要があります。

## 基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

施策の方向	A評価 達成率	評 価				
		A評価	A'評価	B評価	C評価	評価不可
Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実	100%	13	1	0	0	0
Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実	100%	7	1	0	0	0
Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	76.9%	10	4	3	0	1
Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	100%	9	1	0	0	1

### Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
保育所の待機児童数	1人	0人	0人	こども福祉課
乳幼児健康診査対象児の状況把握の割合	100%	100%	100%	健康増進課

多様な就業形態に対応するための子育て支援体制の充実、支援を必要とする人に届けるための相談体制の充実や情報提供、男性の子育て参加を促進するための支援等を実施しました。すべての事業でA評価、A'評価となっています。また、2つの数値目標を達成しています。

男性の育児参加に向けては市民の意識改革に加え、職場等の協力が不可欠であることから、事業者に向けた啓発も引き続き推進する必要があります。

## Ⅱ - 2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合	4.5%	3.0%	0%	市民協働推進課
家族介護支援事業の実施回数	年 12 回	年 16 回	年 15 回	高齢福祉課

介護・介助者の負担軽減のための支援、介護・介助の情報提供・相談体制の充実等に努めました。すべての事業で A 評価、A' 評価となっています。また、数値目標について家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合は基準値を下回り改善傾向にありますが、目標の達成には至っていません。家族介護支援事業の実施回数は目標を達成しています。

介護支援サービスや障害支援サービスは男女が活躍を続けるためだけでなく、すべての人が安心して暮らせる地域づくりという観点からも必要な施策であるため、引き続き取り組む必要があります。

## Ⅱ - 3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
地域ふれあいサロンの設置数	14 箇所	57 箇所	23 箇所	高齢福祉課
婦人相談員 兼 母子・父子自立支援員の配置	1 人	2 人	2 人	こども福祉課
指定特定相談事業所 <sup>14</sup> 数	5 箇所	7 箇所	7 箇所	社会福祉課

ひとり親家庭・生活困窮者等への支援、高齢者への支援、障がいのある人への支援、外国人に対する支援、性同一性障がい者等<sup>15</sup>への支援を実施しています。A 評価、A' 評価の事業が多かった一方、B 評価が 3 事業となっています。また、数値目標に関しては 3 つの指標すべてで目標を達成しています。

啓発に関する事業で B 評価のものがあつたため、効果的な啓発方法について検討する必要があります。また、評価の状況からも事業の実施自体が男女共同参画の推進に寄与する事業が多いことがうかがえるため、引き続き実施していく必要があります。

## Ⅱ - 4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を知っている、または聞いたことがある市民の割合	21.7%	27.1%	27%	市民協働推進課
乳がん検診の受診率	31.1%	40.4%	60%以上	健康増進課

女性の健康の確保、性教育の支援、性別にかかわらず健康づくりを推進するための健診の実施、スポーツの推進等に取り組みました。実施実績のある事業ではすべてA評価、A'評価となっています。また、数値目標について「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度は目標を達成していますが、乳がん検診の受診率は基準値を上回り改善傾向にあるものの目標の達成には至っていません。

引き続き男女共同参画の視点を取り入れて健康づくりを推進する必要があります。

### 用語解説

#### 14 指定特定相談事業所

障害福祉サービス等を申請した障がいのある人へ、サービス等利用計画の作成等の支援を行った際に、市から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給が認められている事業所。

#### 15 性同一性障がい者等

性同一性障がいとは、性同一性障害特例法では、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない状態にあり、医学的な治療を望み、医師の診断を受けている場合を言う。第二次プランや「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」では、性同一性障がい者に限らず、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）などを含めて「性同一性障がい者等」と記載している。性同一性障がいはアメリカ精神医学会の「精神障害の診断・統計マニュアル第5版」（2013年）では「性別違和」、世界保健機関（WHO）の「国際疾病分類第11版」（2019年）では「性別不合」に名称と分類が変更されており、今後、日本における名称や医学的な位置づけも変更される可能性がある。このため本プラン内容においては、第二次プランの「性同一性障がい者等」と同様の意味を表す場合は「性的少数者」と表現を改め、条例の文言に基づく部分に限り、引き続き「性同一性障がい者等」と記載する。

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価				
		A評価	A'評価	B評価	C評価	評価不可
Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり	100%	17	3	0	0	0
Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶	87.5%	7	1	1	0	2
Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進	100%	2	3	0	0	2

### Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合	12.2%	12.8%	18%	市民協働推進課
男女共同参画のつどいの若年層（40代まで）の参加割合の増加	20.6%	18.3%	30%	市民協働推進課

男女平等な教育環境の整備、男女共同参画の啓発、人権の尊重に向けた講座や性教育の実施等に取り組みました。評価についてはすべての事業でA評価、A'評価となっています。また、数値目標に関してすべての指標で目標の達成には至っていません。男女共同参画のつどいの若年層の参加割合の増加については基準値を下回っています。

市民の意識の向上のためには学生など若い世代のうちから啓発を行っていくことが重要であるため、引き続き推進していく必要があります。

### Ⅲ - 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

指 標	基準値 平成26年度	現状値 令和元年度	目標値 令和2年度	担当課
下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合	17.0%	14.3%	25%	市民協働推進課
殴る、蹴る、物をなげつけることもDVに含まれると知っている市民の割合	89.0%	89.5%	100%	市民協働推進課

DVの防止と被害者支援に向けて、啓発や相談支援、保護・自立支援の実施に取り組んだほか、関係機関と連携して支援にあたっています。

A評価、A'評価の事業が多かった一方、B評価が1事業あったため、達成率は87.5%となっています。また、数値目標に関してすべての指標で目標の達成には至っていません。下野市女性相談（DV）ホットラインの認知度については基準値を下回っています。

被害者の早期発見・支援につなげるため、各種事業を継続して実施する必要があります。

#### 【参考】下野市配偶者等からの暴力対策基本計画における推進状況

DVの防止に向けた対策、相談・保護体制の充実、自立支援の充実等、具体的な取り組みを進めています。一方、DVの防止に向けた学校等教育機関、児童生徒への啓発の状況は限定的であるため、DVは重大な人権侵害であるという意識の啓発をより若い世代にも広げていくことが必要です。また、ストーカー防止のための警察との連携については、男女問わず幅広く市民に防犯の取り組みを啓発する機会を設けています。

### Ⅲ - 3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

指 標	基準値 平成26年度	現状値 平成29年度	目標値 令和2年度	担当課
中学生の海外交流派遣事業応募者数 (3年ごとに実施予定)	16人	22人	20人*	市民協働推進課

国際的な視野を持つ人材の育成、国際交流の推進のためにイベントの開催等に取り組みました。評価については実施実績のある事業ではすべてA評価、A'評価となっています。また、数値目標に関して平成29年度実施分については目標を達成しています。

情報提供に関しては実施実績がないものもあるため、効果的な事業実施を検討する必要があります。

※令和2年度の海外交流派遣事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年度以降に延期となりました。



## 6 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題

統計データ、市民アンケート調査結果、事業所アンケート調査結果、事業所ヒアリング調査結果、事業の進捗状況調査から把握した本市の特徴と課題を踏まえ、本プランで特に重要になると考えられる課題は以下のとおりです。

### ◆女性が働きやすい環境づくりに向けた支援◆

- ・女性が仕事を持つことについては、子どもの有無にかかわらず働き続けるほうがよいという考えを持つ人が増加しています。一方、就労時間、収入、職場における扱い等、働いている人の現状については男女で差がある状況となっています。
- ・女性の職業生活における活躍に向けて、市民・事業所の双方から「保育施設や保育サービスの充実」が必要とされています。事業所としては女性従業員の活用にあたって、育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要があることを課題と感じている割合が高くなっています。
- ・女性が結婚や出産を経て働き続ける・再就職するためには、保育の充実だけではなく職場環境の改善が必要とされています。特に「勤め先の理解」を重要な要素と感じている女性が多くなっていますが、女性の働き方に対する認識には男女で差があるため、意識啓発を含めた職場環境の改善に引き続き取り組む必要があります。
- ・介護のために仕事を辞める際の主な要因については、家族の協力や職場の理解が得られないことが挙げられ、前回調査と比較して職場に起因する理由で仕事を辞めた人が増加しています。事業所としても女性従業員の活用にあたっての課題として「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」を挙げている割合が高くなっていることから、女性の活躍に向けて市に期待する取組として高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実が求められています。
- ・市内事業所で働く方からは、子育て・介護中の女性が就労を継続するためには家族の協力が必要であるため、男性も子どものために育休を取るほか、家族が病気のときに迎えに行くことができる環境づくりが必要だという意見がありました。

### ◆性別に関わらずあらゆる分野で活躍するための環境づくり◆

- ・管理職になることで仕事と家庭の両立が困難になると考えている割合は、男性より女性で高くなっています。また、女性のリーダーを増やすためには、仕事と家庭の両立を可能とするための支援サービスや、性別にかかわらず育児・介護・家事等を担うために長時間労働の改善等が重要です。
- ・地域活動への参加状況をみると、何らかの地域活動に参加している方の割合は減少しており、参加していない人の方が多くなっています。地域活動の開催にあたっては活動内容の検討に加え、参加しやすい日時や場所の工夫が引き続き求められています。
- ・男女ともに、仕事だけでなく家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加するためには、労働時間の短縮や休暇制度の普及等により、仕事優先の考え方を見直すことが求められて

います。長時間労働の改善、休暇の適切な取得等の職場環境の改善は、女性が結婚・出産後も働き続けるため、そして女性のリーダーを増やしていくためにも共通して必要とされている要素です。

- ・地域防災等の分野においても女性の視点を取り入れることは重要であるため、女性の意見がより反映されやすい地域社会の仕組みを作っていくことが必要です。

## ◆希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援◆ 【重点課題】

- ・家庭での家事の役割分担の満足度については、男性と比較して女性で低くなっています。また、男女ともに生活の中での仕事、家庭生活、個人の生活の優先度の希望が実現できていないため、引き続き男女ともに希望する生活を叶えられるような取組が重要です。
- ・若い世代においては、子育てをしながら働き続けるための社会的なしくみが整っていないと感じる割合も高くなっており、引き続き市の子育て支援サービスの充実に努めるとともに、事業者に向けた意識啓発を行う必要があります。
- ・事業所から市に期待する取組としては、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する事業者への優遇措置への期待が高くなっており、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、市から事業者への具体的な支援が求められています。

## ◆あらゆる場における活躍を支える支援の充実と情報提供の促進◆

- ・子育て支援や介護支援等を必要とする市民が適切に利用できるよう、支援に関わる情報提供の工夫が求められています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、子育て支援、介護支援等のサービスの充実に引き続き取り組むとともに、職場や家庭における子育て中の保護者・介護者に対する理解を広げていくことが重要です。
- ・様々な困難を抱える人々への支援に関しては、市民意識ではひとり親家庭や外国人、性的少数者<sup>16</sup>等に対する支援への関心は高くありませんが、社会の多様化に伴い、支援ニーズは多様化していくことが考えられます。支援の充実に併せて、様々な困難を抱える人々がいるという地域社会に向けた意識啓発が重要です。
- ・適切な性教育と相談体制の充実を求める声が多かったため、引き続き男女共同参画の視点を取り入れた性と健康に関する情報提供の取組を推進していく必要があります。

### 用語解説

#### <sup>16</sup> 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

出生時に判定された性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）が一致し、かつ性的指向（どのような性別の人を好きになるか）が「恋愛・性愛の対象は異性」、というパターンにあてはまらない人々のこと。性的少数者を表す表現の一つである「LGBT」は、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別と性自認が一致しない人）の頭文字を組み合わせた言葉だが、LGBT以外のセクシュアルマイノリティを含む性的少数者全体を表す言葉として使われることもある。

## ◆あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の促進◆ 【重点課題】

- ・どのような暴力をDVと認知しているかについては、「性的暴力」「経済的暴力」「精神的暴力」等で低い結果となっています。高齢になるほど「DVだと知らなかった」と答える割合が増える傾向がありますが、若い世代でも認識が充分でないものも見られました。市民の暴力に関する認識は徐々に改善している傾向が見られますが、引き続き市民の認知度向上を図るため周知啓発を推し進める必要があります。また、学校等教育機関、児童生徒へ向けては、児童虐待防止と併せてDVは重大な人権侵害であるという意識啓発を行い、より若い世代にもDVに関する認識を広げていくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活不安やストレスによるDV被害の増加や深刻化が懸念されています。一方で、DV相談窓口に関する認知度は低下していることから、被害者の安全確保のための相談や一時保護所への同行、支援に関する情報提供を適切に行っていくことが必要です。
- ・市内の事業所においては、ハラスメント対策の取組を実施していない事業所もあります。法改正によりパワーハラスメント<sup>17</sup>やセクシュアルハラスメントの防止対策が強化されたことも踏まえ、事業者や団体とも連携を図り、広く取組を推進していく必要があります。

## ◆男女共同参画の実現に向けた意識づくりと啓発活動の推進◆

- ・前回調査と比較して「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担を肯定する市民の割合が低くなってきていることがうかがえます。固定的な性別役割分担についての市民意識は改善傾向にありますが、家庭での役割分担の現状と満足度を踏まえると、実際の生活の状況とはギャップがあることが分かります。
- ・男女共同参画に関する用語や市の取組については市民、事業者ともに認知度が低下しているため、男女共同参画への理解を深めるための市民に対する啓発に引き続き取り組むとともに、事業者や団体に向けての啓発手法についても検討することが必要です。
- ・女性も男性も共に輝く社会の形成のために、引き続き人権教育を基本とし、固定的な役割分担意識の見直しや社会制度・歴史等についてより具体的な教育や学習機会の提供が重要です。

### 用語解説

#### <sup>17</sup> パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。主に、職場でのいじめ・嫌がらせが該当する。また、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

## 第3章

# プランの基本的な考え方と方向性

## 1 基本理念と将来像

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例は、本市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本プランの基本理念においても、条例に示した7つの基本理念に基づくものとします。

さらに、ライフスタイルや市民ニーズの多様化が進む社会において、すべての人の人権が尊重されるとともに、性別にとらわれることなく互いに協力して活躍できる男女共同参画社会の実現をめざすこととし、5年後に達成すべき将来像を以下のように設定します。

### 「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」 に掲げる基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥国際的協調
- ⑦性同一性障がい者等に対する配慮

### 将来像

多様な生き方を尊重し 支え合い  
すべての人が活躍できる下野市

## 2 基本目標

本プランでは、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

### 基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり 【下野市女性活躍推進計画を含む】

女性が働き続けることができ、男性にとってもワーク・ライフ・バランスをより実現しやすい職場環境をつくるため、市民・事業者に向けた意識啓発や職場環境改善に向けた取組の支援を推進します。

また、政策・方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、あらゆる分野で女性の意見がより反映されやすい環境づくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり

男女が共に、あらゆる分野において活躍することができるよう、家庭生活と仕事や地域活動等、他の活動との両立に向けて、子育て・介護にかかる支援を充実します。

また、ひとり親や貧困を抱える家庭をはじめとする多様な困難を抱える市民が、安心して暮らせるような環境を整備します。

さらに、男女が生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、人生の各段階に応じた健康づくり支援の取組を推進します。

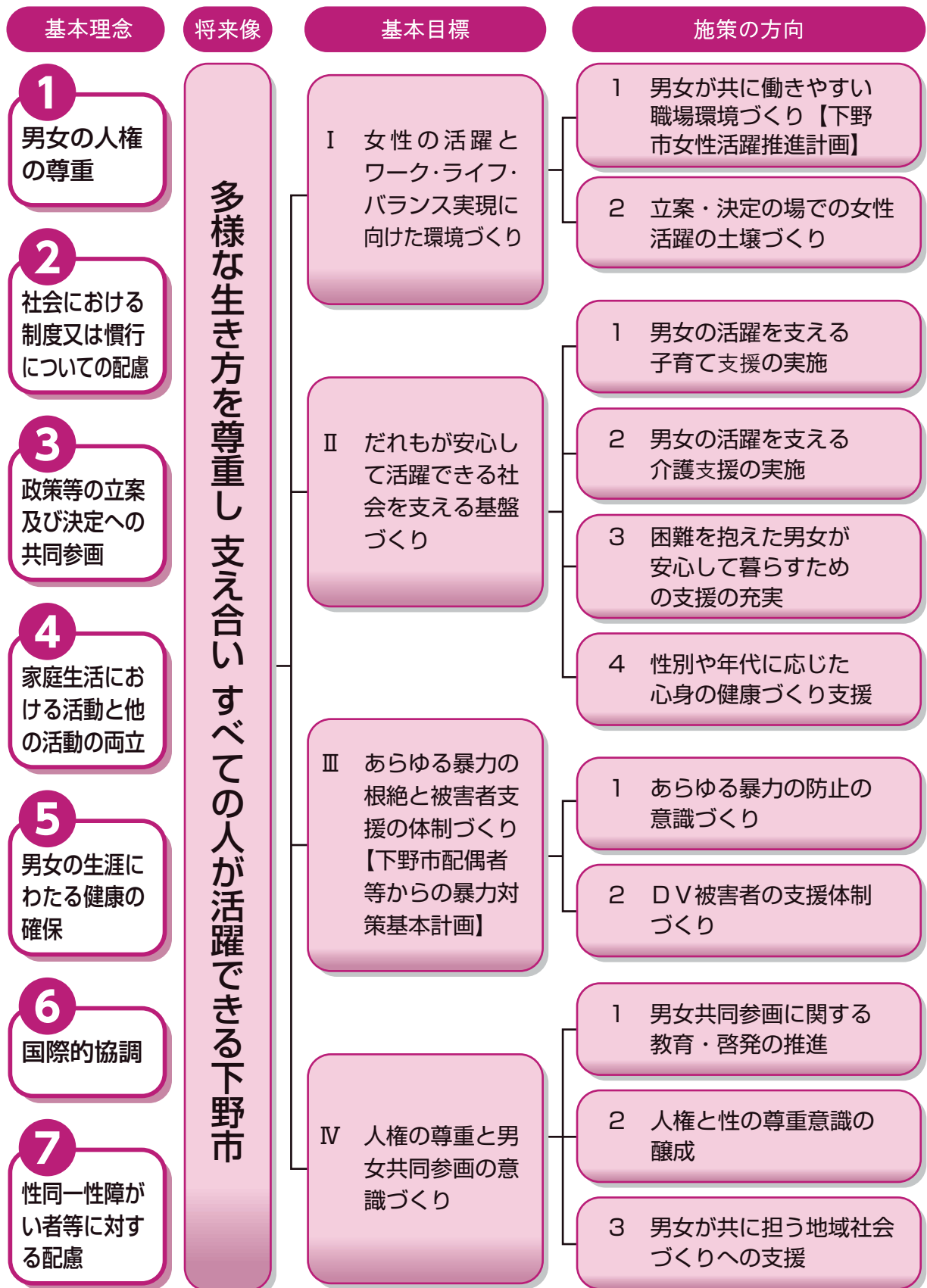
### 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

DVや各種ハラスメントをはじめとする、あらゆる暴力による差別的行為の根絶に向けて、広く市民に向けて暴力防止に関する啓発に取り組むとともに、被害者に対する相談体制・支援体制の充実を図ります。ハラスメントの防止に向けては事業者や団体等と協力し推進を図ります。

### 基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

学校教育において基本的な人権や性に関する正しい知識についての学習機会を提供し、一人ひとりの人権と性の尊重意識を高めるとともに、市民・事業者向けの意識啓発や情報発信を通じて、固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の定着を図ります。また、家庭のみならず地域、災害時等あらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、幅広い視点からの意見が尊重されるよう、地域活動への積極的な参加を促します。

### 3 施策の体系



## 第4章

# 施策の内容

### 基本目標Ⅰ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス 実現に向けた環境づくり

#### 施策の方向Ⅰ - 1 男女が共に働きやすい職場環境づくり

#### 【下野市女性活躍推進計画】

#### 取組の方針

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、自己実現につながり、個人の幸福の根幹をなすものです。また、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中、女性の活躍を推進することで、経済社会に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。

そのため、性別にかかわらず、男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向け、事業主等に向けた支援、市民に向けた普及・啓発等に取り組みます。

#### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合*	60.2%	70%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

#### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇においての男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの就労に関わる法と制度の定着が図られるよう、事業主等への普及・啓発を図ります。	
		主な事業	担当課
		事業主等への「男女雇用機会均等法」等の周知	市民協働推進課 商工観光課
		ハローワーク等との連携による相談対応	商工観光課

No	施策	施策内容	
2	男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課
		両立支援推進のための助成金制度等の情報提供	商工観光課
3	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	
		主な事業	担当課
		ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー・講座等の実施	市民協働推進課
		働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課
		ワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介	市民協働推進課

## ワーク・ライフ・バランス 推進事業所認定制度

従業員の仕事とそれ以外の活動の両立のための職場環境整備や、職場での男女共同参画推進等に積極的に取り組んでいる事業所等を募集し、「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。市は認定事業所を周知し、市の公共調達に関連した優遇措置を設けています。



認定証交付式の様子



No	施策	施策内容	
4	農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位向上を図るための啓発活動、研修の実施及び相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		女性の地位向上を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課 商工観光課
		農業者世帯における家族経営協定 <sup>18</sup> の締結の普及促進	農業委員会
5	女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	女性がチャレンジしやすい環境を整えるため、再就職・起業の支援を行います。ハローワークと連携し、キャリアアップのための情報提供や就業に関する相談事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課
		女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課

### 市民の取組

- 自分が望むワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう。
- 家族で望ましいワーク・ライフ・バランスについて話し合いましょう。
- 個人の意欲に応じてチャレンジできる職場環境づくりに取り組みましょう。

### 用語解説

#### <sup>18</sup> 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っ取り決める協定。

## 施策の方向 I - 2 立案・決定の場での女性活躍の土壌づくり

### 取組の方針

あらゆる分野の意思決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。

しかし、諸外国と比較すると日本の指導的地位への女性の参画は遅れているため、社会制度や慣行がどちらか一方の性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識等の社会的格差の解消に取り組む必要があります。女性の参画を拡大することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

意思決定の場への女性の参画を拡大させるため、市における女性登用の促進をはじめ、事業者や団体に向けた啓発や、地域活動における女性の活躍促進に取り組みます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
市の審議会等委員における女性の割合	37.5%	40%	市民協働推進課

### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	政策決定の場における男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課
2	職場の方針決定の場における男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や、組織を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブ・アクションの実施について事業者や団体への啓発活動を推進します。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課
		ポジティブ・アクションの実施に向けた啓発	市民協働推進課 商工観光課

No	施策	施策内容	
3	地域活動の方針決定の場における男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課
		自治会を対象とした出前講座の実施と周知	市民協働推進課
4	農業経営における男女共同参画の促進	農業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	
		主な事業	担当課
		農業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課

### 市民の取組

- 市の政策の決定について、市民が参加できる場があります。市政へ関心をもち、審議会等の委員の公募について調べてみましょう。
- 男女が共に、積極的に地域活動に参画しましょう。

## 基本目標Ⅱ だれもが安心して活躍できる社会を支える 基盤づくり

### 施策の方向Ⅱ - 1 男女の活躍を支える子育て支援の実施

#### 取組の方針

子育ては社会や未来を支える重要な要素ですが、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働等を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があります。希望するワーク・ライフ・バランスの実現のためにも、子育てに男女が共に参画できる環境づくりが重要です。

そのため、多様な就業形態に対応する子育て支援体制づくり、男性の育児参加に向けた支援に取り組めます。

#### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
保育所の待機児童数	0人	0人	こども福祉課
積極的に育児をしている父親の割合*	61.2%	65%	健康増進課

★4か月児健康診査時の母親へのアンケート調査

#### 市の取組

No	施 策	施策内容										
1	子育て支援事業の 充実	共働きや核家族の増加、就業形態の多様化に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援</td> <td>こども福祉課</td> </tr> <tr> <td>低年齢児童の受け入れ態勢の充実</td> <td>こども福祉課</td> </tr> <tr> <td>学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進</td> <td>こども福祉課</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター<sup>19</sup>事業の充実</td> <td>こども福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課	低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課	学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課	ファミリー・サポート・センター <sup>19</sup> 事業の充実	こども福祉課
		主な事業	担当課									
		民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課									
		低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課									
学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課											
ファミリー・サポート・センター <sup>19</sup> 事業の充実	こども福祉課											

No	施策	施策内容	
2	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課
		地域子育て支援センター、児童館、子育て世代包括支援センター「ふわり」等における相談体制の充実	こども福祉課 健康増進課
		利用者支援事業の実施	こども福祉課
3	父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親ともに参加する講座を提供し、男女が共に担う子育て環境づくりを支援します。	
		主な事業	担当課
		父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課
		両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課
		「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課

### 市民の取組

- 子育て支援の事業や情報について、下野市のホームページで調べてみましょう。
- 男女が共に子育てに積極的に関わられるよう、家庭内で話し合いましょう。
- 地域全体で子育てを支援するという意識を持ちましょう。

### 用語解説

#### 19 ファミリー・サポート・センター

地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業。市区町村が設置運営を行う。

## 施策の方向Ⅱ - 2 男女の活躍を支える介護支援の実施

### 取組の方針

高齢化の進行により、介護の担い手の問題は今後より一層深刻になっていくことが予想されます。介護休業の取得や介護サービスの利用によって介護と仕事が両立できるよう支援を充実させる必要があります。また、介護を担う人が孤立しないよう、相談体制を整えることも重要です。

そのため、自宅で介護に携わっている人の負担軽減のための支援、介護・介助に関する情報提供に取り組めます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合*	3.0%	0%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課
		高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課
		家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施	社会福祉課
		障害福祉サービス等の提供	社会福祉課

No	施策	施策内容	
2	介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課
		地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課
		障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課
障がい児者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課		

### 市民の取組

- 固定的な性別役割分担意識を払拭し、家族みんなで介護・介助に取り組みましょう。
- 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的サービスを利用しましょう。
- 家族に介護が必要になった場合に想定される対応について、考えてみましょう。

## 施策の方向Ⅱ - 3 困難を抱えた男女が安心して暮らすための支援の充実

### 取組の方針

女性は、雇用形態等、経済面での状況を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあると指摘されています。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国にルーツがあること等を理由として社会的困難を抱えている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。困難を抱えやすい状況にある人に対して社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

様々な背景を持つ人に対して、正しい理解を広め、状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組めます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域ふれあいサロンの設置数	57 箇所	72 箇所	高齢福祉課
指定特定相談事業所数	7 箇所	9 箇所	社会福祉課

### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		ひとり親家庭に対する相談体制・支援の充実	こども福祉課
		ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課
		生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課
		生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課



No	施策	施策内容	
2	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		介護予防事業の充実	高齢福祉課
		シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課
		高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課
3	障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		障がい者の就労機会の確保・推進	社会福祉課 商工観光課
		障がいのある人の社会活動への参加促進	社会福祉課
		障害者差別解消支援地域協議会の設置による相談体制の充実	社会福祉課
4	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないように、情報提供や支援の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		多言語による情報提供の充実	市民協働推進課
		日本語教室の実施	市民協働推進課

No	施策	施策内容	
5	性的少数者が安心して暮らせる環境の整備	性的少数者が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	
		主な事業	担当課
		SOGI <sup>20</sup> に関する正しい理解を深める啓発、情報・学習機会の提供	市民協働推進課
6	多様なニーズに配慮した防災対策	災害発生時等を想定し、女性や子育て世代、高齢者等の多様なニーズに配慮するための防災対策を推進します。	
		主な事業	担当課
		様々な人に配慮した避難所運営のための災害用物資の確保	安全安心課
		避難所における外国人や障がい者等に配慮した環境の整備	安全安心課

### 市民の取組

- 少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう。
- 市内や近隣ではどのような相談に対応しているのか調べてみましょう。
- 相手を思いやる心を持ち、困っている人がいれば関係機関につなぎましょう。

### 用語解説

#### <sup>20</sup> SOGI (ソジまたはソギ)

性的指向（どのような性別の人を好きになるか、Sexual Orientation）と性自認（自分の性をどのように認識しているか、Gender Identity）の頭文字をとった略語。性的少数者に限らず、すべての人が持っている属性を指す。SOGIの多様性に配慮し、尊重することが重要である。

## 施策の方向Ⅱ - 4 性別や年代に応じた心身の健康づくり支援

### 取組の方針

心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を維持するために主体的に行動することは、健康を享受するために重要です。特に、女性の心身の状態は、ライフステージごとに大きく変化するという特徴を理解する必要があります。

性別や年代に応じた健康づくりの支援のため、母子保健医療・健康診査の充実等に取り組みます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
乳がん検診の受診率	40.4%	60%以上	健康増進課

### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課
		妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課

No	施策	施策内容	
2	健康診査及び保健指導の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課
		ヤング健診の実施	健康増進課
		ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課

### 市民の取組

- 定期的に健康診査やがん検診等の各種検診を受診し、健康の保持に努めましょう。
- 妊娠・出産に伴う心身の変化や更年期症状など、女性特有の健康上の問題について理解を深めましょう。

## 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり 【下野市配偶者等からの暴力対策基本計画】

### 施策の方向Ⅲ - 1 あらゆる暴力の防止の意識づくり

#### 取組の方針

配偶者やパートナー等に向けたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。しかし、家庭内や親しい人間関係の中で発生するため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。一人ひとりが暴力の当事者とならないための周知・啓発、暴力を容認しない環境の整備を進めていくことが重要です。

家庭や地域などの様々な場面で働きかけ、DV防止に向けた啓発を充実させるとともに、あらゆる形態の暴力・犯罪行為、ハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

#### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
殴る、蹴る、物を投げつけることがDVに含まれると知っている市民の割合*	89.5%	100%	市民協働推進課
精神的・経済的・社会的・性的な暴力がDVに含まれると知っている市民の割合*	65.6%	80%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

☆市民アンケート調査中、「殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅す」「誰に食わせてもらっているんだ」などと言う」「避妊に協力しない」「生活費を渡さない」「働きに行かせない」「外出や電話・メール・SNSを細かくチェックする」ことが「DVだと知っている」と回答した者の割合の平均値

#### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	家庭、地域、職場、学校におけるDV防止啓発の充実	市民がDVに関する正しい理解と知識を習得できるよう、様々な場においてDVに関する広報・啓発の充実を図ります。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発	市民協働推進課
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布	市民協働推進課
		地域の組織、団体への啓発活動	市民協働推進課
		デートDV <sup>21</sup> の防止に向けた啓発	市民協働推進課

No	施策	施策内容	
2	若年層を対象としたストーカー等防止に向けた啓発の充実	JKビジネス <sup>22</sup> 、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する啓発を行うとともに、防犯意識の向上を図ります。	
		主な事業	担当課
		JKビジネスの防止に向けた啓発	市民協働推進課
		ストーカー防止に向けた警察との連携	安全安心課
3	あらゆるハラスメント等の防止のための労使双方への啓発・情報提供	職場や地域等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメント <sup>23</sup> 等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的なすべての暴力の根絶をめざし、意識改革のための啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供	市民協働推進課

## 用語解説

### <sup>21</sup> デートDV

恋人や交際相手などの、配偶者以外の親密な関係にある者の中で振られる暴力のこと。

### <sup>22</sup> JKビジネス

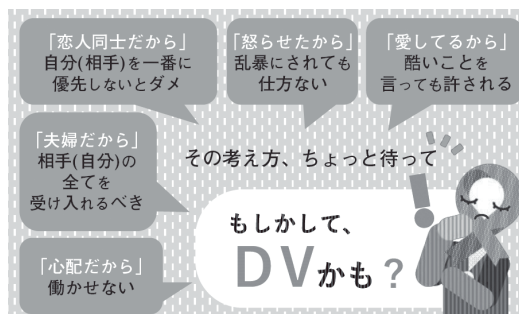
青少年の性を売り物とする営業の一つ。主としてJK（女子高生）を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し性的なサービスを客に提供するもの。

### <sup>23</sup> マタニティハラスメント

「マタハラ」とも呼ばれる。働く女性への妊娠・出産・育児休業の取得等をきっかけとした精神的・身体的な嫌がらせや、解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不利益な取扱いのこと。

## 下野市の DVに関する相談窓口

DVホットライン（TEL 0285-32-8724）、  
または個室で対面での相談（要予約 TEL  
0285-32-8903）が可能です。女性相談員  
が相談に応じ、秘密は厳守します。夫婦の  
こと、パートナーのこと、家族のこと、離  
婚のことなど、お気軽にご相談ください。  
相談日時：月～金曜日（祝休日を除く）  
9時～12時、13時～17時



下野市DV防止啓発カード

### 市民の取組

- あらゆる暴力は個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう。
- どういった行為がハラスメントになりうるのか考えてみましょう。

## 施策の方向Ⅲ - 2 DV被害者の支援体制づくり

### 取組の方針

あらゆる暴力の被害者を支援するためには、性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、または相談し、包括的に支援が受けられるような体制を整備するとともに、周囲の身近な人や相談員支援につなげることが重要です。

内閣府男女共同参画局では電話・メール・SNSで24時間DV相談が可能な窓口「DV+」<sup>プラス</sup>を設置し、被害の増加・深刻化が懸念されるコロナ禍において体制を拡充しています。

これらの相談窓口の周知を行うとともに、市の相談窓口の対応の向上に加え、被害者とその子どもの自立に向けた支援の充実に取り組みます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合*	14.3%	25%	市民協働推進課
DVを受けたとき、誰かに相談した市民の割合*	42.4%	53%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信、DV防止啓発カード等、様々な媒体を活用して、各種相談窓口を広く周知します。 ※DV相談機関・相談窓口は、108 ページに掲載しています。	
		主な事業	担当課
		DV防止啓発カード等を利用した周知	市民協働推進課
		広報紙、市ホームページを利用した周知	こども福祉課
2	相談対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	
		主な事業	担当課
		相談員の研修会等への参加促進	こども福祉課
3	被害者の避難に向けた支援	配偶者暴力相談支援センター等との連携により速やかな避難に向けた助言・情報提供等の支援を行うとともに、一時保護が必要な場合には、一時保護所まで同行します。	
		主な事業	担当課
		関係機関と連携した被害者の安全確保	こども福祉課

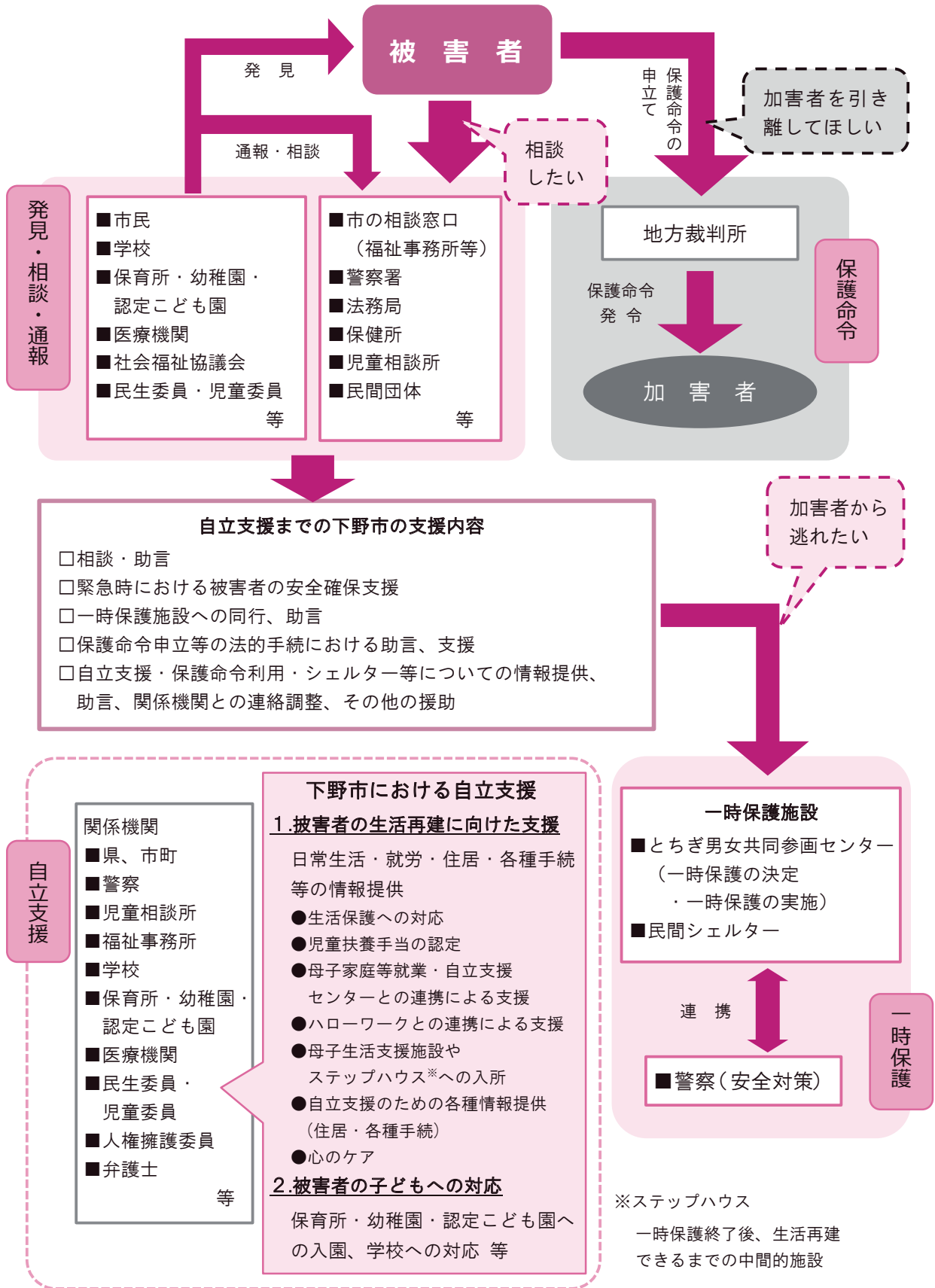


No	施策	施策内容	
4	被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。また、自立した生活をめざす被害者に対し、ハローワーク等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		被害者及び同伴児童の状況把握・関係課との連携	こども福祉課 (全課)
		生活保護等による支援の実施	社会福祉課
		住民基本台帳事務等における支援措置	市民課
	被害者の就労に向けた支援	こども福祉課	
5	被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	
		主な事業	担当課
		面接時の子どもへの配慮	こども福祉課
		就園時における児童の状況把握	こども福祉課
	区域外就学に際しての配慮	学校教育課	
6	関係機関との連携体制の強化	関係機関との連携を通じDV防止啓発と支援のためのネットワークを構築することで、市全体でDV対策を推進します。	
		主な事業	担当課
		下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との定期的な会議・研修の開催	市民協働推進課 こども福祉課
	配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報収集と検討	こども福祉課	

### 市民の取組

- 配偶者等からの暴力に関する相談機関について調べてみましょう。
- 身近に暴力を受けているような人がいたら、相談機関に連絡しましょう。

### ◆DV被害者支援の流れ◆



## 基本目標Ⅳ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

### 施策の方向Ⅳ - 1 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

#### 取組の方針

これまで男女共同参画に関する様々な取組が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識の解消には至っていません。また、長年にわたり働き方・暮らし方の根底に形成されてきたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が、個人の評価や選択に影響を与えているとの指摘もあります。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、その存在を一人ひとりが自覚し、周囲に押し付けられないための啓発活動が重要です。

学校教育を通じた男女共同参画の意識づくりに取り組むほか、市民に向けた講座などの意識啓発、メディアの表現の配慮を行います。

#### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合*	12.8%	18%	市民協働推進課
男女共同参画のつどいの若年層(40代まで)の参加割合の増加	18.3%	30%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

#### 市の取組

No	施 策	施策内容	
1	男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等を通して、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課
		男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課
		教職員の人権意識の向上を図るための研修の実施	学校教育課
		学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課

No	施策	施策内容	
2	男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画への正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催	市民協働推進課
		広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課
		男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課
		市民・事業者意識調査の定期的な実施	市民協働推進課
3	あらゆるメディアにおける人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進するとともに、公的刊行物やホームページ等においても適切な表現となるよう配慮します。	
		主な事業	担当課
		メディア・リテラシー <sup>24</sup> 向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課
		公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課

## 用語解説

### <sup>24</sup> メディア・リテラシー

メディアの仕組みや伝達される情報を理解し、実際に使いこなす能力。信頼できる情報を取捨選択することや、情報を適切に発信することができる能力を含む。

## 男女共同参画情報紙 シェアリング～わかちあい～

年2回発行され、市内中学校や各戸に配付しています。取材をはじめ、記事作成や編集は市民で構成された編集委員会で行っています。



## 男女共同参画 パネル展

毎年6月23日から29日の男女共同参画週間にあわせ、市内公共施設に男女共同参画に関する解説パネルを設置しています。



## 市民の取組

- 男女共同参画に関する研修・講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう。
- 家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう。

## 施策の方向Ⅳ - 2 人権と性の尊重意識の醸成

### 取組の方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

また、性や生殖等、自分の身体に関するすべてのことを自己決定できる権利を獲得することは、身体・性について正しい知識を持ち、生涯にわたって選択が尊重される社会づくりのために重要です。

人権と性の尊重意識を高めるため、性教育の充実や性差の理解に関する啓発活動の充実に取り組めます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を知っている、または聞いたことがある市民の割合*	27.1%	32%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

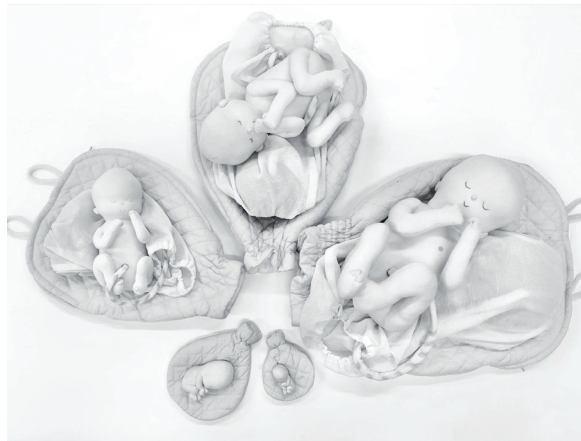
### 市の取組

No	施 策	施策内容						
1	人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対して性に関する正しい教育を実施するとともに、広く市民に向けて人権意識を醸成するための事業を展開します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権や性の尊重に関する学習機会の充実</td> <td>学校教育課 生涯学習文化課</td> </tr> <tr> <td>発達段階に応じた性教育の充実</td> <td>学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課	発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課
		主な事業	担当課					
人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課							
発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課							
2	性差を理解するための教育・啓発の推進	性差を理解し、正しい知識を持つことで、互いを尊重し自らの行動を決めることができるよう、啓発活動を推進します。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td>男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実</td> <td>健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課
		主な事業	担当課					
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課							
男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課							

## 思春期講座の実施

性差を理解するための教育・啓発の推進のため、小学校高学年及び中学3年生を対象に「思春期講座」を開催しています。保健師と助産師による講話を通して、心身の発育・発達における男女差や二次性徴を理解し、自他の命を尊重することの大切さを学びます。

主に、小学校では「命の大切さ」について、中学校では「自己決定」についてをテーマとして、学校のニーズに合わせて実施しています。



講座で使用する等身大の人形

## 市民の取組

- 人権や性に対する正しい理解と意識を持つために、様々な学習機会を活用しましょう。
- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の意味について調べてみましょう。

## 施策の方向Ⅳ - 3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

### 取組の方針

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、多様な住民が参加しやすい地域づくりを展開することが重要であり、女性が地域活動や地域づくりに参画し、幅広い視点からの意見を取り入れることが必要です。

また、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダーに関連する問題が拡大・深刻化する傾向にあります。災害時の対応についても、男女双方の参画の中で検討されることが重要です。

そのため地域活動における男女共同参画の推進に向けた支援、災害対応への女性の参画の推進等に取り組みます。

### 数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合*	29%	40%	市民協働推進課

★市民アンケート調査

### 市の取組

No	施 策	施策内容				
1	地域活動への男女共同参画の促進	男女が共に地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるよう、意識・環境づくりを進めます。				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動における性別役割分担の見直しの促進</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課
		主な事業	担当課			
地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課					
2	団体活動の支援と連携の促進	男女が共に自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援</td> <td>生涯学習文化課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	担当課	女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課
		主な事業	担当課			
女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課					



No	施策	施策内容	
3	男女が共に参画する安全な地域社会づくり	地域の防災活動が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の視点で展開されるよう働きかけます。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		自主防災組織への参画の促進	安全安心課
4	男女の自立を支える学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	
		<b>主な事業</b>	<b>担当課</b>
		男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		女性の学習のための講座等の実施	生涯学習文化課
		生涯学習・啓発のための冊子・パンフットの発行	生涯学習文化課

### 市民の取組

- 性別や年齢にかかわらず、主体的・自発的に地域活動に取り組みましょう。
- 活動団体においては、性別によらない運営を行いましょう。
- 家庭内でも災害等の非常時に備えましょう。

## 第5章

# プランの推進

## 1 推進体制の強化

行政と市民がそれぞれの立場から意識を高め、共通の理解のもと、庁内においては横断的な推進体制の整備と充実を、市民においては男女共同参画を推進する団体の育成等を図ります。

また、国・県等との連携を深めるため、情報収集に取り組みます。

### (1) 庁内推進体制の強化

多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、男女共同参画に関する職員研修を実施するなど、職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点に立って取り組みを推進します。

また、行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、男女共同参画推進本部など、横断的な推進体制の整備と充実を図ります。

### (2) 市民、地域との協働による取り組みの推進

すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・事業者・地域団体等と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。

### (3) 国・県等関連機関との連携

本プランの効果的な推進にあたっては、国や県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。男女共同参画社会の形成に向け、国、栃木県、他市町等との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

## 2 プランの進行管理

本プランに記載された各施策について、施策の進捗状況を把握し、本プランの進行管理及び評価・見直しを行います。適切な進行管理により、市民と行政との対話を通じて、定期的に意識改革・意識啓発を促します。

プランの進捗状況は、(1) 施策の実施状況、(2) 数値目標によるプランの進捗状況、(3) 市民・事業者意識調査によるプランの進捗状況、の3つの方法で実施し、それぞれ男女共同参画推進委員会及び市民の意向を踏まえて把握・評価します。

### (1) 施策の実施状況の把握・評価

それぞれの施策に関連する事業の実施・未実施の確認や事業量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施されているかどうかを把握・評価することに重点を置き、整理します。まとめた内容を男女共同参画推進委員会に報告するとともに、委員会での検討・評価を経て、市民の意見を広く収集します。

### (2) 数値目標によるプランの進捗状況の把握・評価

プランの進捗や効果を数値目標の数値の推移で把握します。数値目標の進捗状況は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

### (3) 市民・事業者意識調査によるプランの進捗状況の把握・評価

各施策に関わる市民の意識改革や環境変化・社会変化の実感や、新たな課題に対するニーズを、5年程度ごとの市民・事業者に対する意識調査により把握します。意識調査により得られた結果は、広報等を通じて市民に公表します。

### (4) プランの見直し

(1) から (3) での検討結果と社会情勢の変化等を適切に判断し、必要に応じてプランの見直しの検討を行います。

# 資料編

## 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

#### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画

社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、

及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定  
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄  
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号  
最終改正 令和元年同第 46 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

#### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条—第 5 条)

### 第 3 章 被害者の保護 (第 6 条—第 9 条の 2)

### 第 4 章 保護命令 (第 10 条—第 22 条)

### 第 5 章 雑則 (第 23 条—第 28 条)

#### 第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

### 第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、

配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害



者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において

同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用につ

いて、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、

就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に

対する脅迫を受けた状況

- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に

対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるま

- での間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
- (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫

- と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
- (事件の記録の閲覧等)
- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
- (法務事務官による宣誓認証)
- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
- (民事訴訟法の準用)
- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。
- (最高裁判所規則)
- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に

関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第5章 雑則**

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事

務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

**第5章の2 補則**

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

**第6章 罰則**

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行

後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号  
最終改正 令和元年同第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）

附則

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣

行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則の通り、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」

と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの

法律に基づく命令に違反したとき。

- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合

について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事

業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認

定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化

を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年

- 以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者
- 第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)

- 第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（この法律の失効）
- 第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号）抄  
(施行期日)

- 第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日
- (2)・(3) 略
- (4) 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「百分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項

の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定  
平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年 6 月 5 日法律第 24 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



# 下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

平成 28 年 3 月 18 日  
条例第 1 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

### 第 2 章 責務 (第 4 条—第 7 条)

### 第 3 章 基本的施策 (第 8 条—第 15 条)

### 第 4 章 禁止事項 (第 16 条)

### 第 5 章 雑則 (第 17 条)

### 附則

下野市は古来より災害が少なく、緑豊かな地として人々の生活が営まれたことから、多くの古墳が築造され、奈良時代には下野薬師寺や下野国分寺・国分尼寺が建立されるなど、古代東国地方における仏教文化の中心地として栄えました。

こうして形成されてきた私たちの故郷下野市は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変動に伴う家族形態や地域社会の変化などに的確に対応し、市民との協働により、さらに飛躍と発展するまちづくりを進めていかななくてはなりません。

これまでにも、男女共同参画を目指す国際社会や国の動きを踏まえ、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指し、取組を進めてきましたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識や社会的慣習が存在していることも事実です。

これらの課題を解決するためには、職場、地域その他あらゆる分野において女性の活躍を推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることが必要です。そして、すべての人が、性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によって多様な生き方を選択し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

ここに、私たちは、だれもが輝くことができる男女共同参画社会を実現するため、市、市民、事業者及び市民団体等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推

進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人をいう。
- (5) 市民団体等 自治会、PTA 等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体等、事業者以外の市内で活動する全ての団体をいう。
- (6) ハラスメント 相手の意に反した言動を行うことにより、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の尊厳を傷つける行為のことをいう。

### (基本理念)

第 3 条 市、市民、事業者及び市民団体等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画を推進しなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女

が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていること。

- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動を両立でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画の推進のための取組が、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。
- (7) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に配慮すること。

## 第2章 責務

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び栃木県その他の地方公共団体と連携を図り、市民、事業者及び市民団体等と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、職業生活及び家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施

する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体等の責務)

- 第7条 市民団体等は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 市民団体等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

## 第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第8条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定するものとする。
- 2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づくものとする。
- 3 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、下野市男女共同参画推進委員会条例（平成25年下野市条例第4号）に規定する下野市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
- 4 市は、基本計画を策定し、又は変更した時は、速やかにこれを公表するものとする。  
(市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるための措置)

- 第9条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

- 第10条 市は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野における、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。  
(農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成)

- 第11条 市は、農業、商工業等の自営業において男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農業、商工業等の自営業の経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援を行うものとする。

(推進体制)

- 第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市民、事業者及び市民団体等は、市長に対し次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 禁止事項

(性別による差別的取扱いの禁止)

第16条 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、ハラスメント及び配偶者への暴力その他性別に起因するあらゆる暴力を行ってはならない。

#### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日より施行する。

# 下野市男女共同参画推進委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日  
条例第 4 号

## (設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、下野市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

2 委員の選任にあたっては男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第 7 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

## (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総合政策部において処理するものとする。

## (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市男女共同参画推進委員会設置要綱に基づく下野市男女共同参画推進委員会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

## 下野市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属	備 考
1	長谷川万由美	宇都宮大学教育学部教授	会 長
2	川俣 一由	下野市自治会連絡協議会	
3	近藤美知子	下野市人権擁護委員会	
4	海老原新子	下野市社会福祉協議会	
5	阿部 憂子	下野市P T A連絡協議会	
6	渡邊 欣宥	下野市民生委員児童委員協議会	
7	高木 智子	栃木県女性の人材バンク登録者	
8	榆木久美子	栃木県男女共同参画地域推進員	
9	井上 永子	栃木県男女共同参画地域推進員	職務代理
10	諏訪 守	企業（社会福祉法人 はくつる会）	
11	吉田 真英	企業（株式会社 ハネクトーン早川）	
12	小倉 庸寛	企業（認定こども園 愛泉幼稚園）	
13	松嶋 淑恵	公募委員	
14	九鬼 眞澄	公募委員	

(敬称略)

# 下野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

訓令第 92 号

最終改正 平成 31 年 1 月 15 日

訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、下野市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には総合政策部長を、副本部長には総務部長を、本部員には市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者及び教育次長をもって充てる。

(平 19 訓令 11・平 19 訓令 16・平 21 訓令 17・平 22 訓令 32・平 23 訓令 4・平 31 訓令 1・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要に事項に関すること。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選により選任する。

4 幹事会は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

5 代表幹事に事故があるときは、あらかじめ代表幹事の指名する幹事が、その職務を代理する。

6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事のうち協議事項に関係する者をもって、会議を開催することができる。

7 代表幹事は、会議が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

8 前条第 2 項の規定は、幹事会について準用する。

(平 19 訓令 37・一部改正)

(推進委員)

第 7 条 幹事会に下部組織として、男女共同参画社会の実現に係る調査事務等を行うため推進委員を置く。

2 推進委員は、各課(局)の主査以上にある職員のうちから、当該課(局)の長の指名する者をもって充てる。

3 推進委員の会議が必要なときは、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

(平 19 訓令 37・全改、平 28 訓令 11・一部改正)

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(平 21 訓令 17・平 23 訓令 4・平 27 訓令 9・一部改正)

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 15 日訓令第 37 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 6 日訓令第 32 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 17 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

（平 27 訓令 9 ・全改）

	役職名
1	総合政策課長
2	市民協働推進課長
3	総務人事課長
4	安全安心課長
5	社会福祉課長
6	こども福祉課長
7	高齢福祉課長
8	健康増進課長
9	農政課長
10	商工観光課長
11	水道課長
12	教育総務課長
13	学校教育課長
14	生涯学習文化課長

## 策定経過

開催	内容
令和元年 9月	下野市だれもが輝く社会づくりに関するアンケート調査の実施 (配布数 2,000 件、有効回収数 610 件、回収率 30.5%)
11月	下野市男女共同参画に関する事業所アンケート調査の実施 (配布数 335 件、有効回収数 115 件、回収率 34.3%) 下野市女性の活躍に関する事業所ヒアリング調査の実施 (3 事業所、合計 13 名の女性に聴き取り調査を実施)
令和2年 5月	第 18 回 男女共同参画推進本部幹事会 ・年間スケジュールについて ・男女共同参画プラン・配偶者等からの暴力対策基本計画進捗状況について ・プラン改定に伴う骨子案の検討について 第 25 回 男女共同参画推進本部 ・年間スケジュールについて ・男女共同参画プラン・配偶者等からの暴力対策基本計画進捗状況について ・プラン改定に伴う骨子案の検討について
6月	第 41 回 男女共同参画推進委員会 ・年間スケジュールについて ・男女共同参画プラン・配偶者等からの暴力対策基本計画進捗状況について ・プラン改定に伴う骨子案の検討について
8月	第 42 回 男女共同参画推進委員会 ・第三次下野市男女共同参画プラン 将来像の検討について ・第三次下野市男女共同参画プラン素案 事業一覧について ・令和 2 年度男女共同参画のつどい中止に伴う代替事業の実施について
10月	第 43 回 男女共同参画推進委員会 ・第三次下野市男女共同参画プラン 素案の検討について 第 19 回 男女共同参画推進本部幹事会 ・第三次下野市男女共同参画プラン 素案について 第 26 回 男女共同参画推進本部 ・第三次下野市男女共同参画プラン 素案について 第 20 回 男女共同参画推進本部幹事会 ・第三次下野市男女共同参画プラン 素案について
11月	第 27 回 男女共同参画推進本部 ・第三次下野市男女共同参画プラン (案) について 第 44 回 男女共同参画推進委員会 ・第三次下野市男女共同参画プラン (案) について
12月	第三次下野市男女共同参画プラン (案) に関するパブリックコメントの実施
令和3年 1月	第 21 回 男女共同参画推進本部幹事会 ・第三次下野市男女共同参画プラン (案) について 第 28 回 男女共同参画推進本部 ・第三次下野市男女共同参画プラン (案) について
2月	議会総務常任委員会・議会議員全員協議会に報告
3月	第三次下野市男女共同参画プラン公表



## DV 相談窓口一覧

機関・窓口	電話番号・URL	相談日時
下野市女性相談 (DV) ホットライン (こども福祉課内)	(0285)32-8724	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 祝休日、年末年始は休み
DV 相談+ (内閣府男女共同参画局)	(0120)279-889 <a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a>	【電話・メール】 毎日 24 時間 【チャット (10 か国語対応)】 毎日 12:00～22:00
DV 相談ナビ	# 8008	最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。
とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム (栃木県配偶者暴力相談支援センター)	(028)665-8720	【電話】 月曜日～金曜日 9:00～20:00 土曜日・日曜日 9:00～16:00 【面接】要電話予約 火曜日～日曜日 9:00～16:00 祝休日、年末年始は休み
栃木県警察本部県民相談室	(028)627-9110 # 9110	毎日 24 時間
女性の人権ホットライン (法務局)	(0570)070-810	月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝休日、年末年始は休み
ウイメンズハウスとちぎ (認定 NPO 法人)	(028)621-9993	月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝休日、年末年始は休み



# 下野市 男女共同参画 都市宣言



わたしたちは、お互いの人権を尊重し、  
ともに支えあいながら、  
下野市のだれもがいきいきと輝く未来に向けて、  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 性別にとらわれず、お互いを認め合いながら、  
笑顔あふれるまちをつくれます。
- 1 家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、  
思いやるやさしい心でつながるまちをつくれます。
- 1 一人ひとりが、個性と能力を活かして、  
夢と希望に満ちたまちをつくれます。

平成28年12月10日

下野市



## 第三次下野市男女共同参画プラン

発行：栃木県下野市 総合政策部市民協働推進課  
〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地  
TEL：0285-32-8887 FAX：0285-32-8606  
Email：shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp